

# おやま障がい者福祉プラン

～だれもが暮らしやすい

ユニバーサルデザインの社会を目指して～

2012年度 ➡ 2017年度

小 山 町



## はじめに

町では、平成10年3月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「第1次小山町障害者計画」を策定し、その後、平成16年に第2次計画、平成21年に第3次計画を策定し、障がいのある方の暮らしやすいまちづくりに取り組み、推進してまいりました。

この間、国は、平成15年4月に支援費制度を導入し、平成18年4月には障害者自立支援法を施行しました。さらに、障害者自立支援法の廃止を表明し、平成25年8月に「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を予定しています。そのため、障がい福祉を取り巻く環境は、今後も大きく変化することが考えられます。

こうした状況を踏まえ、この計画は、障がい者施策に関する方針と内容を明確にする障害者計画と、障害福祉サービスや相談支援体制の強化及び地域生活支援事業等の見込量を確保する障害福祉計画を、一体的に策定いたしました。

今後は、この計画の基本理念である『だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインの社会を目指し』た、まごころのこもった障がい者施策の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました小山町障害者計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただいた皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

小山町長 込山正秀



# 目次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的.....	1
1. 計画の趣旨.....	1
2. 基本理念.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の位置づけ.....	4
5. 策定の方法.....	5
第2節 障がいのある人の状況.....	6
1. 人口の推移.....	6
2. 身体障がい者の状況.....	7
3. 知的障がい者の状況.....	9
4. 精神障がい者の状況.....	10
5. 幼児・児童・生徒の状況.....	11
6. 保健サービス受診状況.....	12
7. 医療費助成の状況.....	13
8. 相談員及び相談支援事業所の設置状況.....	14
9. 障がい者の施設利用状況.....	16
<b>第2章 基本計画</b> .....	<b>19</b>
第1節 施策の体系.....	19
第2節 基本計画.....	20
1. 理解と交流の促進.....	20
2. 保育・教育の充実.....	25
3. 生活環境の整備.....	30
4. 福祉サービスの充実.....	34
5. 保健・医療サービスの充実.....	38
6. 生活の安定と自立への支援.....	42
7. 障害福祉サービスの見込量（第3期小山町障害福祉計画）.....	45
8. 計画の推進に向けて.....	62
<b>資料</b> .....	<b>65</b>



# 第1章 総論





## 第1節

# 計画の目的

### 1. 計画の趣旨

国では、昭和56年（1981年）の国際障害者年を契機に、平成5年に「障害者施策に関する新長期計画」を策定し、同年に「障害者基本法」の公布、平成7年には新長期計画の実施計画となる「障害者プラン」の策定と進み、特に「障害者プラン」では、「ノーマライゼーション7ヶ年戦略」として、障がいのある人のための総合施策について初めて数値目標を掲げました。

平成14年には、「障害者基本計画」を策定し、“障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会”の実現を目指した社会のバリアフリー化の推進や利用者本位の支援等基本的な方針を定めました。

平成15年には、「支援費制度」がはじまり、福祉サービス提供の考え方が、これまでの「措置」に替わり、新たに利用者が事業者と対等な立場で「契約」を結ぶことにより行われる制度へ移行しました。

平成16年には、障がい者に対する差別や権利利益を侵害する行為の禁止の明示や、国及び地方公共団体の責務、県及び市町村の障害者計画策定の義務化が新たに盛り込まれ、「障害者基本法」が改正されました。また同年に、発達障害のある人への支援を行うことに関する国や地方公共団体の責務について定めた「発達障害者支援法」が成立し、その翌年から施行されています。

平成18年には、「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神障がいの制度格差の解消、実施主体の市町村一元化、障がい福祉サービス体系の再編等の大きな改革を含み、就労支援の強化や地域生活移行等がより一層推進されることとなりました。

その他にも、「社会福祉事業法」の「社会福祉法」への改正、介護保険制度の導入、交通バリアフリー法の制定、障がい者福祉施策を取り巻く環境が大きく変化してきています。

本町では、平成16年に「おやま障害者福祉プラン」を策定し、ユニバーサルデザインの社会を目指して、各種施策を推進してきました。その後、障害者自立支援法が施行されたことを受け、平成19年には「小山町障害福祉計画」を策定し、障がい者の自立を支援してきました。平成20年度には「おやま障害者福祉プラン」と「小山町障害福祉計画」の見直し時期であることを受け、両計画を一体的に見直し、「おやま障がい者福祉プラン」を策定しています。

こうした中、障害者自立支援法は平成25年8月までに廃止され、代わりに新たな法律として、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されています。

また、平成22年12月には、制定までのつなぎ法案として障害者自立支援法が改正され、応能負担への変更や発達障害の障害者自立支援法対象としての明確化が行われるなどの改正が行われました。その後、平成23年6月に「障害者虐待防止法」、同年7月に「障害者基本法の一部を改正する法律案」が成立し、現在、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定、障害者差別禁止法の制定に向けた検討が進められています。

このような社会環境の変化や障がいのある人の要望の変化、新たに生じた課題等に対応し、本町における障がいのある人のための福祉施策の充実を図るとともに、計画の整合を図るため「第4次小山町障害者計画」と「第3期小山町障害福祉計画」を合わせて策定するものです。

## 2. 基本理念

小山町は、金太郎誕生の地です。童謡「金太郎」にあるように、金太郎は熊などの動物と遊び、動物とさえ共生し、元気に暮らしていたイメージを町民の多くが持っています。このイメージを発展させ、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会を目指すことが重要です。

共生社会においては、障がいの有無にかかわらず社会の対等な構成員として全ての人が人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。共生社会という地域社会を形成していくために、障がいのある人もない人も、全町民が協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

また、「障がいのある人＝特別な存在」として捉えるのではなく、「障がい＝個性」として捉えることが重要です。

さらに、障がいのある人などの社会生活弱者が生活するうえで支障となる物理的障壁や精神的な障壁を取り除くことを意味するバリアフリーという考え方を発展させ、誰もがすべての生活局面で暮らしやすいと感じられる社会の構築を基本とし、結果として障がいのある人にとっても暮らしやすい環境になるというユニバーサルデザインの考え方が重要です。

こうしたことから、「障がいのある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会である。」というノーマライゼーションの理念の下、「障がい＝個性」として捉え、バリア（障壁）のない社会を創るというユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がいのある人もない人も、地域の中で協働し、共に暮らし、支えあうまちを目指すとともに、障がい者が自ら決定し、自立し、自らの意思により参加し、活動することができ、誰もが安心して暮らしやすい社会を目指します。

そのため、この計画では、「だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインの社会を目指す」ことを基本理念とします。

だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインの社会を目指す

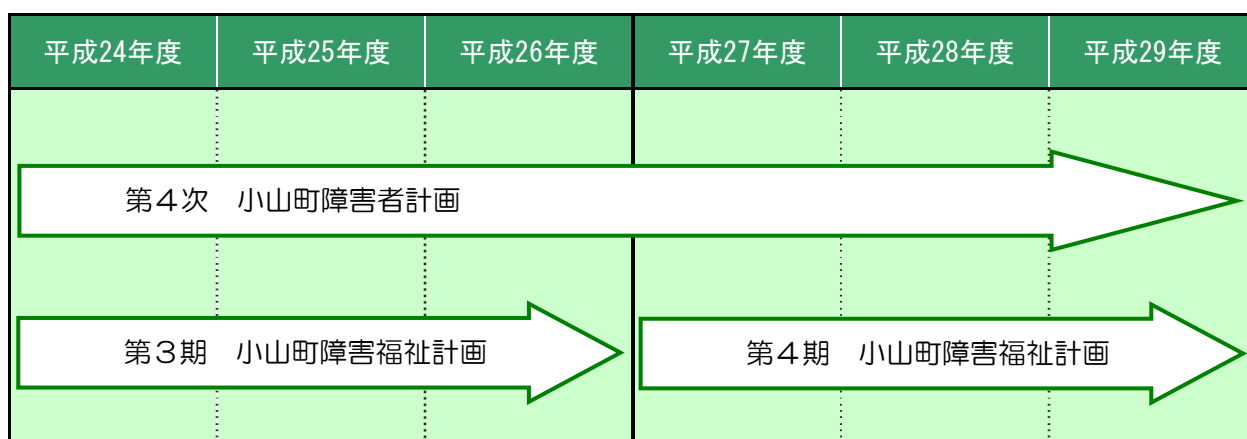
### 3. 計画の期間

この計画は、障害者基本法に基づく第4次小山町障害者計画及び障害者自立支援法に基づく第3期小山町障害福祉計画です。

第4次小山町障害者計画は、平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年次とする6か年を計画の期間とします。

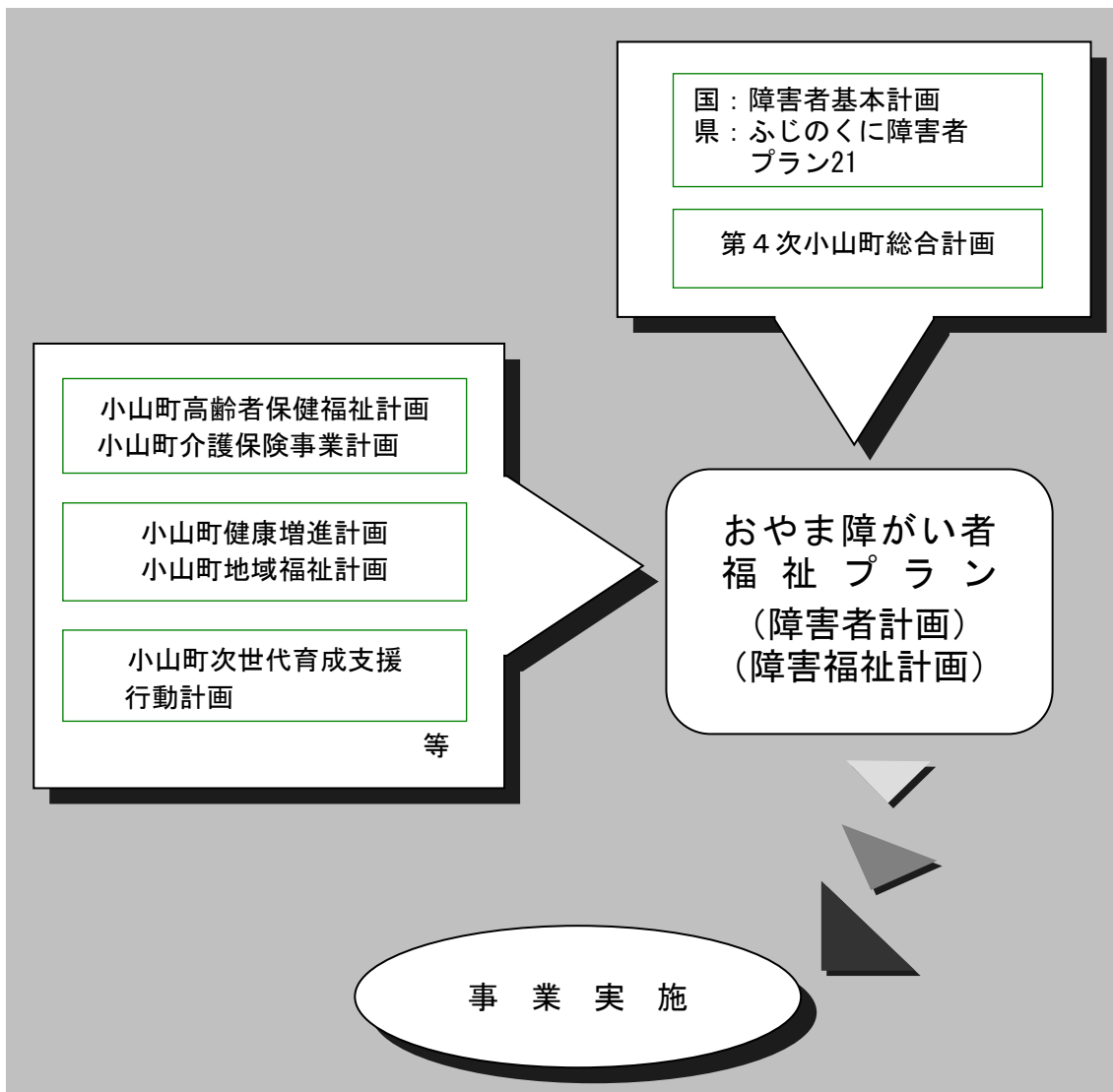
第3期小山町障害福祉計画は、障害者自立支援法において3年を一期とした計画を求めていることから、本計画は平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成26年度（2014年度）を目標年次とする3か年を計画の期間とします。なお、第4期小山町障害福祉計画については、第4次小山町障害者計画との整合を図るため、障害福祉サービスの見込量のみ策定するものとします。

ただし、障がい者を取り巻く社会情勢の変化、関連する法律・制度などに変更があった場合は、必要に応じて見直しを行います。また、「障害者総合福祉法（仮称）」の規定内容によっても、見直しを行う可能性があります。



## 4. 計画の位置づけ

- 第4次小山町障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。
- 第3期小山町障害福祉計画は、「障害者自立支援法」第88条の規定による市町村障害福祉計画であり、障害者計画の実施計画的な位置づけのものとして、自立支援給付や地域生活支援事業等の必要なサービスの確保に向けて、具体的な数値目標を定めるものです。
- 「小山町総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合を図りながら、障がいのある人を総合的に支援するため、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定し、施策の総合的な推進を図ります。
- この計画に基づく事業は、各年度における予算の定めるところにより実施します。



## 5. 策定の方法

### (1) 意向把握

この計画の審議に先立ち、障がいのある方等の現状を分析・整理し、計画策定に資する基礎資料として把握するとともに、障がいのある方等の意見を計画に反映することを目的に、障害者手帳所持者866人に郵送でアンケート調査を実施しました。

発送数	866人 (100.0%)
有効回収数	461人 ( 53.2%)

### (2) 策定経過・策定体制

この計画は、本町の保健福祉及び医療の関係団体の代表者、有識者等による「小山町障害者計画策定委員会」及び市内の人材を含めた「小山町障害者計画策定小委員会」にて審議し、意見・提言を受けて策定しました。

この他、現行計画に対する検証を行い、施策や事業の整理を行ったほか、自立支援給付における見込量の設定にあたっては、県と協議をしました。

また、町民の意向を把握するために、この計画の中間案を町ホームページなどで公表するパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を計画に反映するように努めました。(意見はありませんでした。) さらに、御殿場・小山障害者自立支援協議会から意見をいただきました。すべての意見を「小山町障害者計画策定委員会」及び「小山町障害者計画策定小委員会」で審議し、可能な限り計画に反映しました。

## 第2節

## 障がいのある人の状況

### 1. 人口の推移

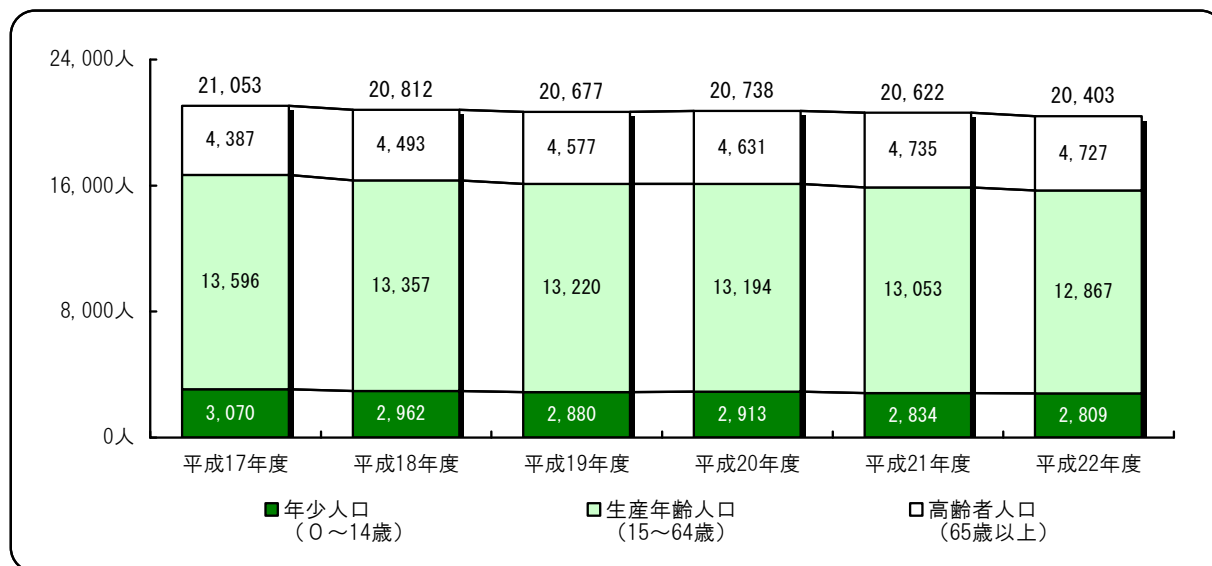
小山町の「総人口」は、平成17年度以降減少傾向が続き、平成20年度に一度増加したものの、平成22年度には20,403人と減少しています。「65歳以上の高齢者人口」は、平成21年度が最も多く4,735人で、平成22年度は横ばいの4,727人となっています。

< 総人口 年齢3区分 >

(人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年少人口 (0～14歳)	3,070	2,962	2,880	2,913	2,834	2,809
生産年齢人口 (15～64歳)	13,596	13,357	13,220	13,194	13,053	12,867
高齢者人口 (65歳以上)	4,387	4,493	4,577	4,631	4,735	4,727
総人口	21,053	20,812	20,677	20,738	20,622	20,403

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）



## 2. 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者のうち、平成22年度は「肢体不自由」が381人と最も多くなっています。次いで、「内部障がい」が201人、「視覚障がい」が39人となっています。

＜ 障がい別身体障害者手帳の所持状況 ＞ (人)

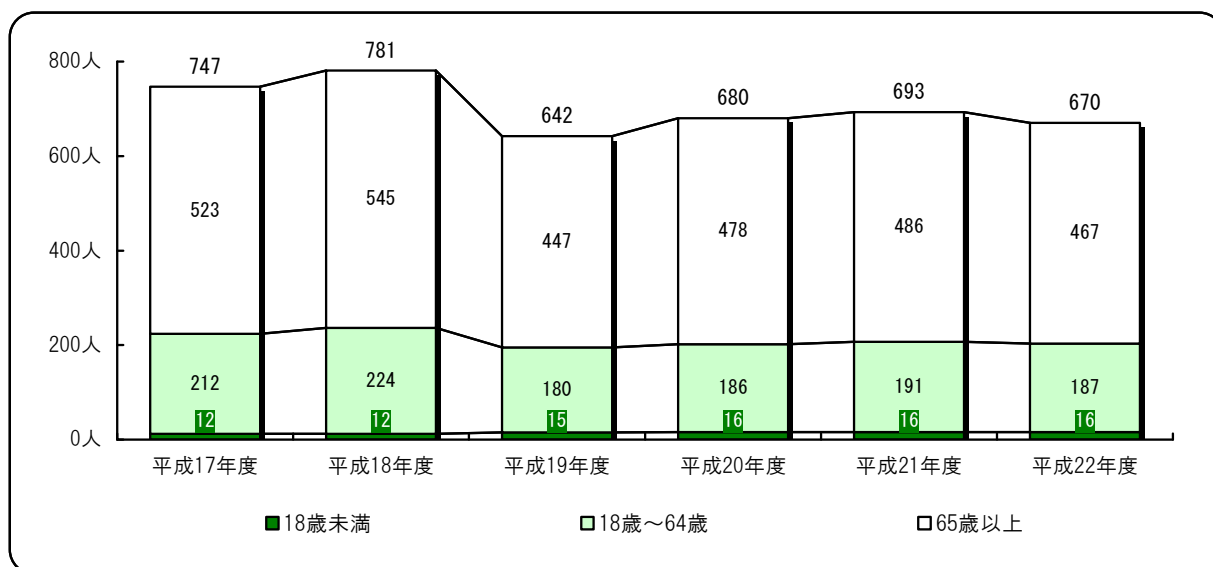
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障がい	49	50	40	45	44	39
（1級）	17	17	15	18	17	14
（2級）	11	11	11	13	11	9
（3級）	6	7	4	4	6	6
（4級）	7	7	6	6	6	6
（5級）	3	3	1	1	1	2
（6級）	5	5	3	3	3	2
聴覚平衡機能障がい	37	39	36	32	33	35
（1級）	0	0	1	1	1	1
（2級）	9	9	9	8	8	9
（3級）	7	10	8	7	7	7
（4級）	6	5	5	4	3	3
（5級）	1	1	0	0	0	1
（6級）	14	14	13	12	14	14
音声言語機能障がい	25	25	16	14	17	14
（1級）	0	0	0	0	0	0
（2級）	0	0	2	1	1	1
（3級）	13	13	8	8	11	8
（4級）	12	12	5	5	5	5
（5級）	0	0	1			
（6級）	0	0	0			
肢体不自由	441	456	373	394	393	381
（1級）	53	58	87	89	87	76
（2級）	128	125	74	75	74	71
（3級）	85	91	68	72	76	75
（4級）	86	92	75	87	87	88
（5級）	58	58	45	47	43	44
（6級）	31	32	24	24	26	27
内部障がい	195	211	177	195	206	201
（1級）	125	140	121	129	139	143
（2級）	0	0	1	0	0	0
（3級）	36	36	28	30	31	28
（4級）	34	35	27	36	36	30
（5級）	0	0	0			
（6級）	0	0	0			
手帳所持者合計	747	781	642	680	693	670

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、「65歳以上」が多く、平成22年度には467人、全体の69.7%を占めています。

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合
手帳所持者数	747	100.0%	781	100.0%	642	100.0%	680	100.0%	693	100.0%	670	100.0%
18歳未満	12	1.6%	12	1.5%	15	2.3%	16	2.4%	16	2.3%	16	2.4%
18歳～64歳	212	28.4%	224	28.7%	180	28.0%	186	27.4%	191	27.6%	187	27.9%
65歳以上	523	70.0%	545	69.8%	447	69.6%	478	70.3%	486	70.1%	467	69.7%
重度者数 (1・2級)	343	45.9%	359	46.0%	321	50.0%	334	49.1%	338	48.8%	324	48.4%
中度者数 (3・4級)	292	39.1%	308	39.4%	234	36.4%	259	38.1%	268	38.7%	256	38.2%
軽度者数 (5・6級)	112	15.0%	113	14.5%	87	13.6%	87	12.8%	87	12.6%	90	13.4%
障がい原因が 後天性疾患者数	545	73.0%	664	85.0%	510	79.4%	558	82.1%	565	81.5%	538	80.3%
内部障がい者数	195	26.1%	211	27.0%	177	27.6%	195	28.7%	206	29.7%	201	30.0%

資料：福祉課（各年度3月31日現在）





### 3. 知的障がい者の状況

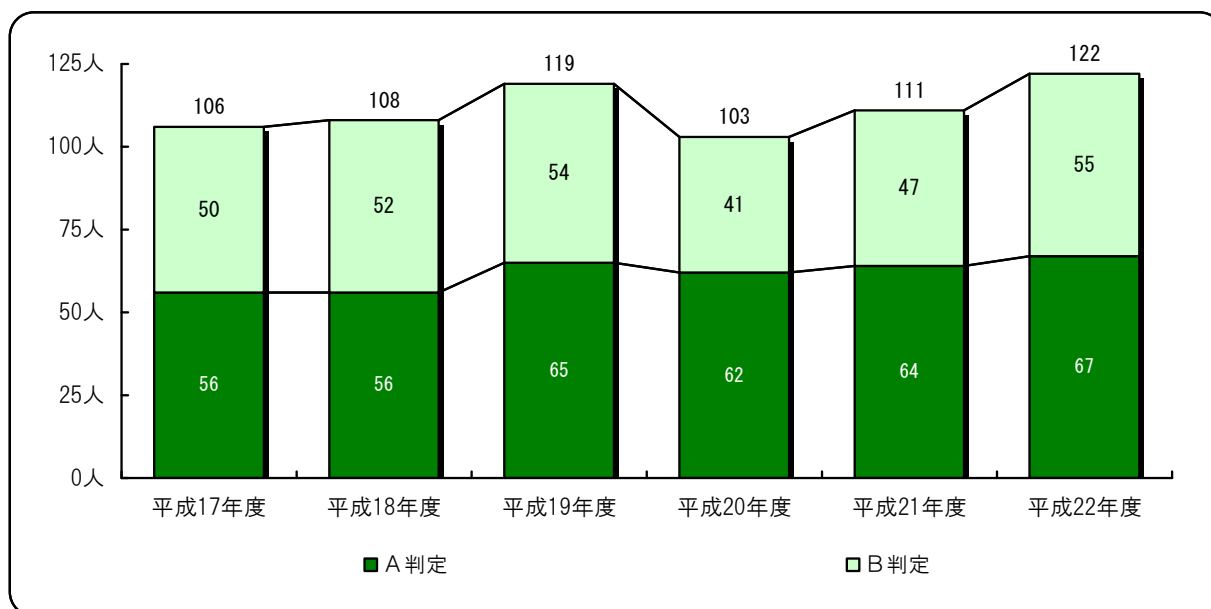
療育手帳所持者は、100人を超えて微増で推移しています。このうち重度の「A判定」が多く、平成22年度は122人となっています。

< 療育手帳の所持状況 >

(人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A判定	56	56	65	62	64	67
B判定	50	52	54	41	47	55
合計	106	108	119	103	111	122

資料：福祉課（各年度3月31日現在）



(注)

A判定（最重度）：おおむね IQ20 以下

（重 度）：IQ35 以下、又は IQ50 以下かつ身体障害者手帳 1、2、3 級程度

B判定（中 度）：おおむね IQ36～50

（軽 度）：Aに準じ、概ね IQ75 以下（他の障害により社会適応能力が低いと認められる場合は IQ79 以下）IQ80～89 で発達障害の診断を受けた者

## 4. 精神障がい者の状況

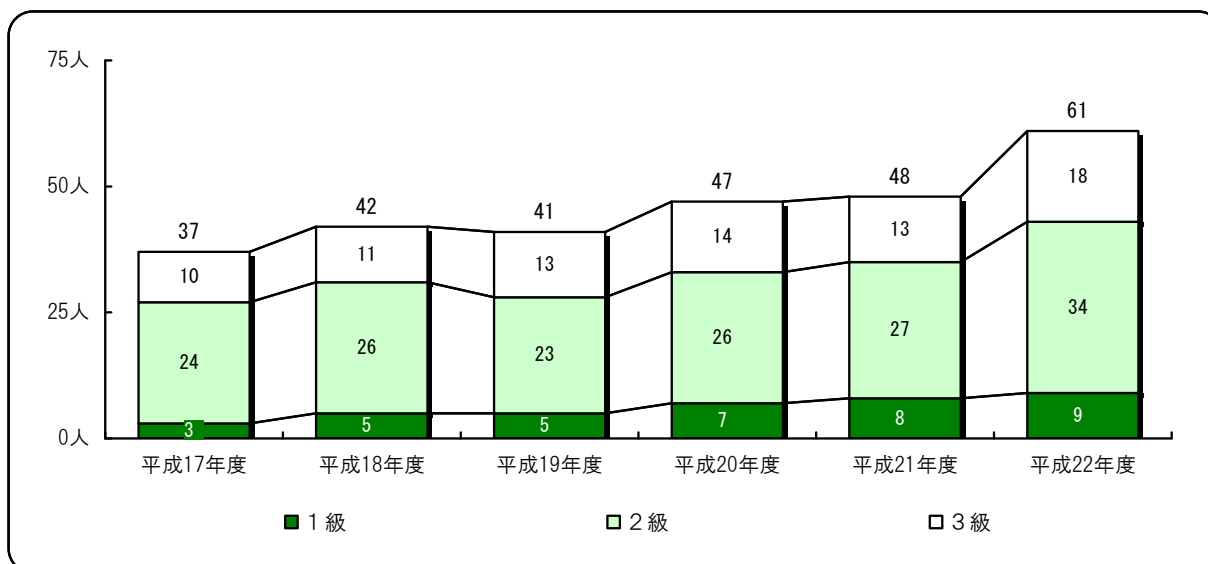
精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあり、平成22年度は61人となっています。

### < 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 >

(人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	3	4	4	6	7	8
	65歳以上	0	1	1	1	1	1
	合計	3	5	5	7	8	9
2級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	21	23	22	23	25	32
	65歳以上	3	3	1	3	2	2
	合計	24	26	23	26	27	34
3級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	7	9	12	12	11	16
	65歳以上	3	2	1	2	2	2
	合計	10	11	13	14	13	18
合計	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	31	36	38	41	43	56
	65歳以上	6	6	3	6	5	5
	合計	37	42	41	47	48	61

資料：健康課（各年度3月31日現在）



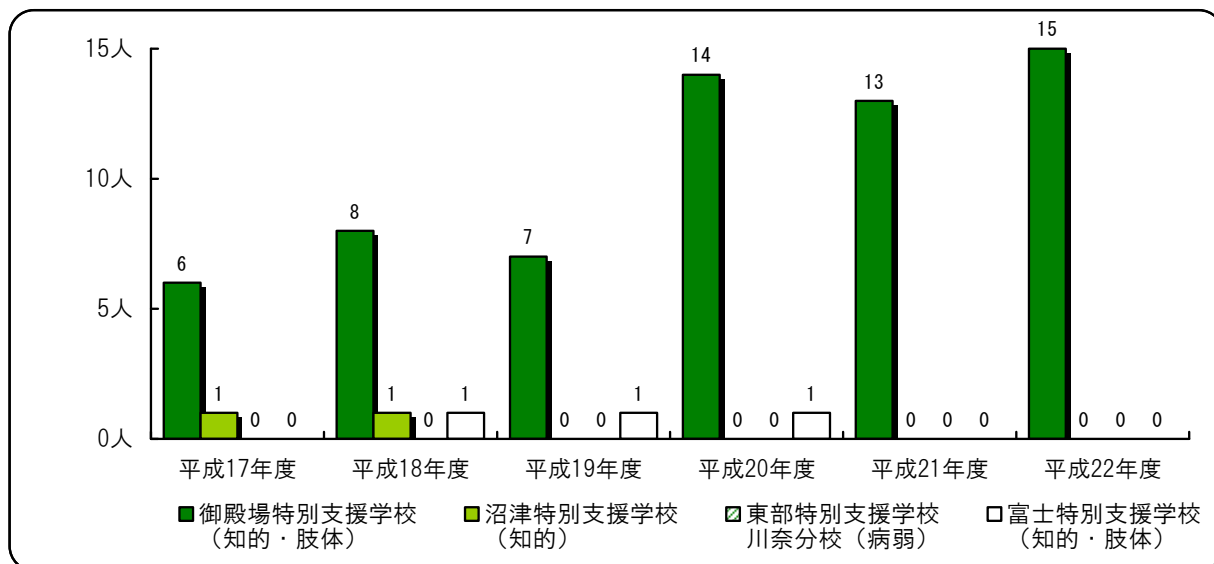
## 5. 幼児・児童・生徒の状況

特別支援学校における小山町からの幼児・児童・生徒の状況は、「御殿場特別支援学校」が多く、平成22年度は15人となっています。

＜ 特別支援学校における小山町からの児童・生徒の状況 ＞ (人)

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
知的 肢体	御殿場特別 支援学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	5	7	4	6	5	7
		中学部	1	1	3	3	3	0
		高等部	0	0	0	5	5	8
		計	6	8	7	14	13	15
知的	沼津特別 支援学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	0	0	0	0	0	0
		中学部	1	1	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0
		計	1	1	0	0	0	0
病弱	東部特別 支援学校 川奈分校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
知的 肢体	富士特別 支援学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	0	1	1	1	0	0
		中学部	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0
		計	0	1	1	1	0	0

資料：各学校（各年度5月1日現在）



## 6. 保健サービス受診状況

平成22年度のがん検診は、「肺がん検診」が2,192人と最も多く、次いで「大腸がん検診」が2,022人、「子宮がん検診」が1,512人、「胃がん検診」が1,472人となっています。

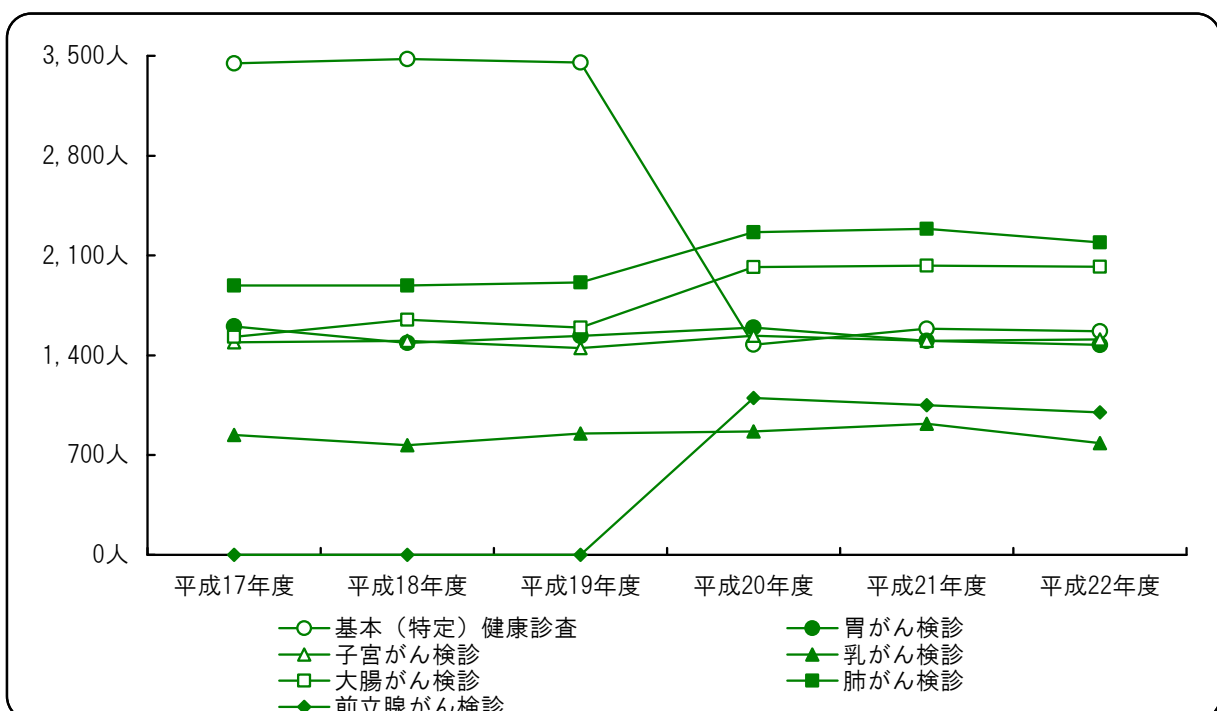
なお、平成20年度から「基本健康診査」は「特定健康診査」に変わり、診査対象者が全町民から国民健康保険加入者のみに変更となっています。

### < 保健サービス受診状況 >

(人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基本(特定)健康診査	3,448	3,478	3,454	1,474	1,587	1,569
胃がん検診	1,602	1,486	1,535	1,595	1,501	1,472
子宮がん検診	1,490	1,501	1,451	1,538	1,502	1,512
乳がん検診	840	770	852	865	920	785
大腸がん検診	1,529	1,650	1,595	2,019	2,029	2,022
肺がん検診	1,889	1,890	1,911	2,262	2,287	2,192
前立腺がん検診	-	-	-	1,101	1,050	1,000
4か月児健康診査(個別)	146	168	137	173	149	144
10か月児健康診査(個別)	155	138	133	226	155	144
1歳6か月児健康診査	189	151	194	143	171	184
3歳児健康診査	197	173	170	171	184	187

資料：健康課（各年度3月31日現在）



## 7. 医療費助成の状況

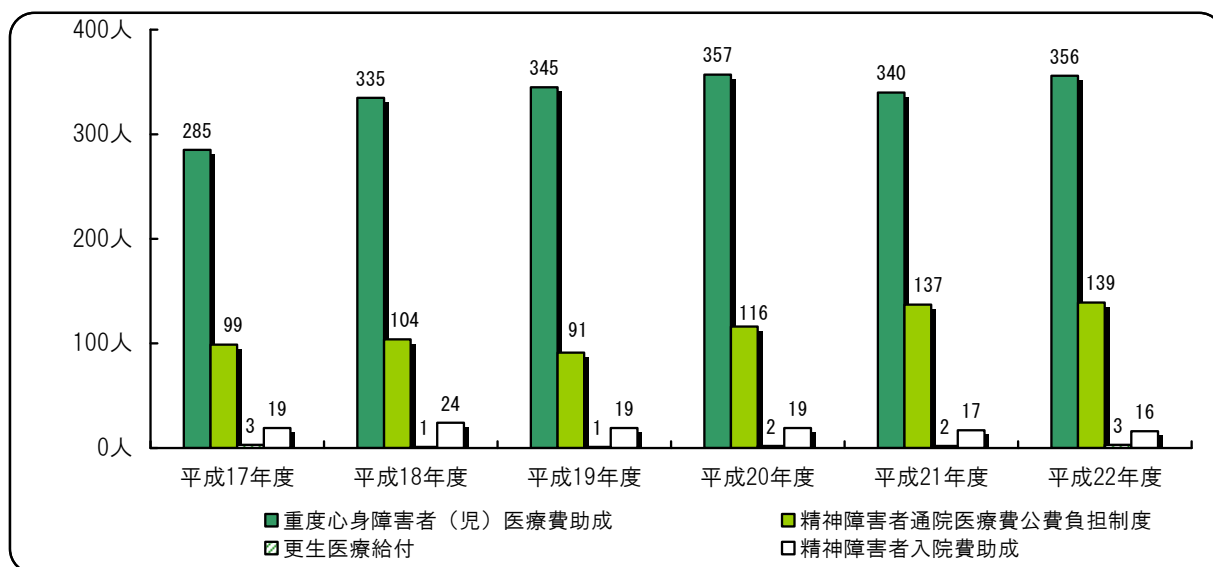
医療費助成の状況は、「重度心身障害者（児）医療費助成」が多く、平成22年度は356件となっています。

< 医療費助成の状況 >

(件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
重度心身障害者（児）医療費助成	285	335	345	357	340	356
精神障害者通院医療費公費負担制度	99	104	91	116	137	139
更生医療給付	3	1	1	2	2	3
精神障害者入院費助成	19	24	19	19	17	16

資料：福祉課・健康課（各年度3月31日現在）



## 8. 相談員及び相談支援事業所の設置状況

相談員は、「民生委員・児童委員」が最も多く44人、「身体障害者相談員」が3人、「知的障害者相談員」と「精神保健福祉相談員」が1人ずつとなっています。

また、圏域内の相談支援体制を充実するため、4事業所に相談支援事業を委託しています。

### < 相談員の設置状況 >

(人)

職 種	人 員
民生委員・児童委員	44
身体障害者相談員	3
知的障害者相談員	1
精神保健福祉相談員	1

資料：福祉課

### < 相談支援事業所の設置状況 >

駿東学園 「なでしこ」(小山町)	主に知的障がいの相談
在宅サポートセンターふがく(御殿場市)	主に知的障がいの相談
やまいも倶楽部(御殿場市)	主に精神障がいの相談
十字の園(御殿場市)	主に身体障がいの相談

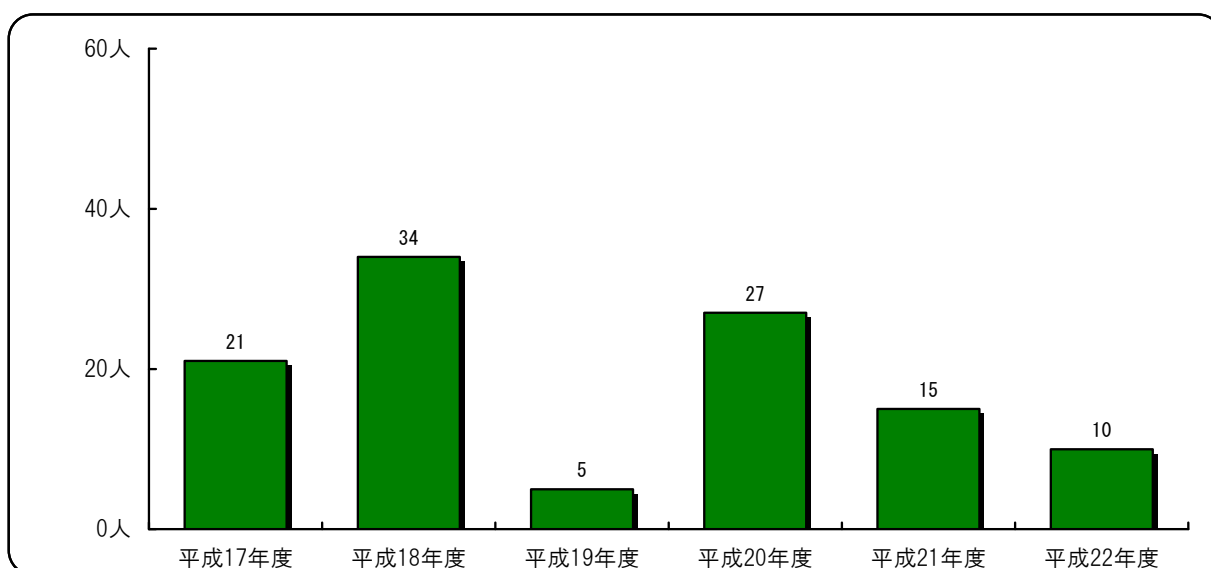
相談員への「合計相談件数」は、平成18年度の34件が最も多く、平成22年度には10件と大幅に減少しています。

< 相談員への相談内容 >

(件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障害者手帳	2	0	0	0	0	0
医療保険	1	8	0	3	2	2
生活	17	20	1	11	5	0
その他	1	6	4	13	8	8
合計	21	34	5	27	15	10

資料：福祉課（各年度3月31日現在）



< 相談支援事業所への相談件数 >

(件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
駿東学園 「なでしこ」 (小山町)	57 ( 1)	151 ( 76)	125 ( 76)
在宅サポートセンターふがく (御殿場市)			
やまいも倶楽部(御殿場市)	596 (573)	853 (800)	1,176 (1,143)
十字の園(御殿場市)	86 ( 14)	84 ( 10)	63 ( 0)
合計	739 (588)	1,088 (886)	1,364 (1,219)

( ) 内は電話相談件数

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

## 9. 障がい者の施設利用状況

平成22年度の「身体障がい者の施設利用状況」の合計は10人、「知的障がい者の施設利用状況」の合計は43人、「精神障がい者の施設利用状況」の合計は16人となっています。

### < 身体障がい者の施設利用状況 >

(人)

施設名	区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
厚生寮(浜松市)	入所	1	1	1	1	1	1
浜名寮(浜松市)	入所	1	1	1	1	1	1
中伊豆リハビリテーションセンター(伊豆市)	入所	1	1	1	1	1	1
三和荘(富士宮市)	入所	1	1	2	3	3	3
伊豆ライフケアホーム(函南町)	入所	3	3	3	3	3	3
あけぼの(御殿場市)	通所	1	1	1	1	1	1
合 計		8	8	9	10	10	10

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

### < 知的障がい者の施設利用状況 >

(人)

施設名	区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
野菊寮(御殿場市)	入所	1	1	1	1	1	1
駿東学園(小山町)	入所	4	4	4	3	3	3
富士明成園(富士宮市)	入所	1	1	1	1	1	1
エイブル富岳(御殿場市)	入所	4	4	4	4	4	4
インマヌエル(小山町)	入所	4	4	4	4	4	3
富岳の郷(御殿場市)	入所	3	3	4	4	4	3
悠雲寮(長泉町)	入所	1	1	1	1	1	1
県立富士見学園(富士市)	入所	1	1	1	1	1	0
沼津のぞみの里(沼津市)	入所	1	1	1	1	1	1
きぼうの里(富士市)	入所	1	1	1	1	1	1
富岳の園(御殿場市)	入所	0	0	0	0	0	2
グループホーム 富岳フレンドハウス(御殿場市)	入所	2	2	2	2	2	1
駿豆学園(伊豆市)	入所	2	2	2	2	2	2
みはらしの里(三島市)	入所	1	1	1	1	1	1
ケアホーム クララ寮(小山町)	入所	1	1	2	2	2	3
アークビレッジ富岳(御殿場市)	通所	8	8	6	5	5	5
ワークホームアップル(小山町)	通所	9	9	9	10	11	11
合 計		44	44	44	43	44	43

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

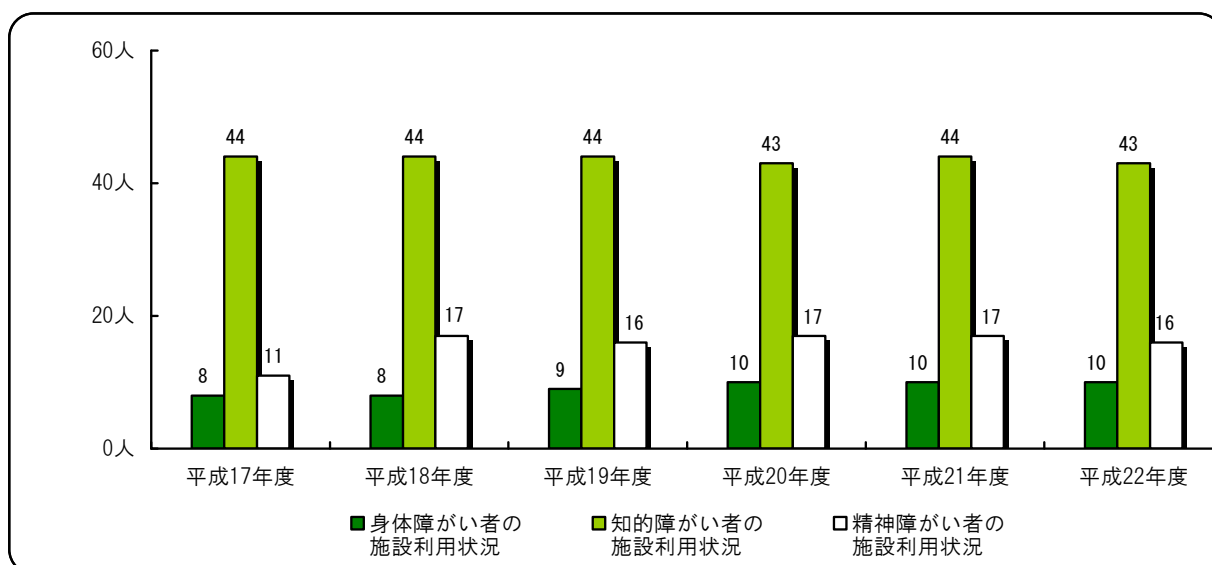


< 精神障がい者の施設利用状況 >

(人)

施設名	区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
グループホーム千本コーポ(沼津市)	入所	1	1	1	1	1	1
グループホーム中野寮(富士市)	入所	1	1	1	1	1	1
グループホーム千本レジデンス(沼津市)	通所	0	0	1	1	1	1
むつみ作業所(御殿場市)	通所	5	6	6	7	7	7
やまいも工房(御殿場市)	通所	4	9	7	7	7	6
合計		11	17	16	17	17	16

資料：福祉課（各年度3月31日現在）





## **第2章 基本計画**



## 第1節

## 施策の体系

1 理解と交流の促進	(1) 啓発・広報活動の充実 (2) ボランティア活動の推進 (3) 交流活動の促進 (4) 障がい者団体の育成と連携 (5) 権利擁護と虐待の防止
2 保育・教育の充実	(1) 障がい児保育の充実 (2) 障がい児教育の充実 (3) 放課後児童対策の充実 (4) 生涯学習の推進 (5) 子どもの頃からの福祉学習の推進
3 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 外出支援の充実 (3) 安全・安心対策の充実
4 福祉サービスの充実	(1) 情報提供・相談体制の充実 (2) 人材の確保・育成 (3) 在宅福祉サービスの充実 (4) 福祉施設の充実
5 保健・医療サービスの充実	(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実 (2) 健康づくり・保健サービスの推進 (3) 障がい者医療とリハビリテーションの充実
6 生活の安定と自立への支援	(1) 生活安定のための施策の周知 (2) 一般就労の促進 (3) 福祉的就労の促進
7 障害福祉サービスの見込量 (第3期小山町障害福祉計画)	(1) 4 第3期障害福祉計画策定指針に基づく考え方 (2) 5 地域生活移行と就労支援の目標値 (3) 7 自立支援給付の見込量 (4) 8 自立支援給付の見込量確保のための方策 (5) 10 地域生活支援事業の見込量 (6) 11 地域生活支援事業の見込量確保のための方策
8 計画の推進に向けて	(1) 推進体制の整備 (2) 障がいのある人の役割 (3) 障がい者団体の役割 (4) 町民の役割 (5) 関係機関・団体、事業所、企業の役割

## 第2節

## 基本計画

### 1. 理解と交流の促進

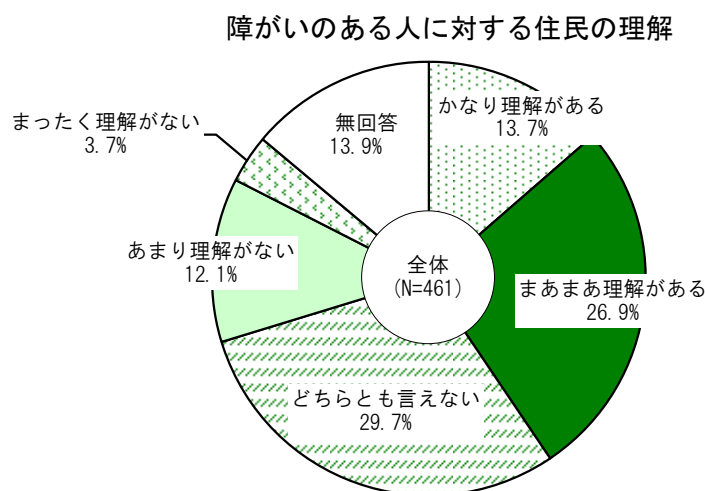
#### ■□ 現状と課題 □■

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安心して自立した日常生活及び社会生活を送るためには、障がいのある人と障がいのない人が交流を深め、互いに理解することが大切です。

障がいのある人の社会参加が進む一方、障がいのある人に対する理解が十分とは言えない状況となっており、特に、精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障がいの特性や必要な配慮に関する理解を深めていく必要があります。障がいのある人を対象に行ったアンケート結果をみると、“かなり理解がある、まあまあ理解がある”という人は、前回の平成20年調査で43.7%、今回の平成23年調査で40.6%となり、3.1%下がっています。

そのため、障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除くための正しい知識の普及と啓発を引き続き行っていく必要があります。特に啓発事業を行っていく上では、障がい者団体、福祉施設や障害者自立支援協議会などとの協働による企画立案や事業の推進に努めていくことが重要です。

また、障がいのある人の社会参加の機会を広げるうえで、ボランティアや障がい者団体の役割は重要です。地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、福祉の井戸端会議などの小地域単位での福祉活動につなげたり、障がいのある人の生活課題を共有し、解決に向けた継続的な協議ができる雰囲気づくりを行ったりするなど、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、地域住民、行政等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要です。



平成23年障害者計画策定のためのアンケート

■□ 施策の方向と事業の展開 □■

1. 理解と交流の促進

- (1) 啓発・広報活動の充実
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 交流活動の促進
- (4) 障がい者団体の育成と連携
- (5) 権利擁護と虐待の防止

(1) 啓発・広報活動の充実

ア 施策の方向

- ①「広報おやま」や「社協だより」を活用し、障がいのある人を支援する法律や障がいのある人を理解するための正しい知識の提供を図り、地域福祉への理解を促進します。
- ②健康福祉会館（ふじみセンター）等の展示スペースを、各種制度のPRや情報提供等のため有効に活用します。
- ③「障害者週間（12月3日～12月9日）」の周知を図ります。
- ④社会福祉に貢献した個人や団体を表彰する福祉大会の充実に努めます。
- ⑤福祉情報の収集を目的とした福祉の井戸端会議の充実を図るほか、インターネットによる情報収集・提供を推進します。

イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	広報「おやま」の充実	ノーマライゼーション等の正しい知識や情報の提供の充実	①
2	社協だより「ほほえみ」の年6回発行	年6回発行により情報提供機会の充実	①
3	福祉啓発映画会や福祉講演会の開催	小地域単位で開催	①
4★	障がい者施設等の情報提供	健康福祉会館ロビーの展示スペースを拡充した情報提供	②
5	「障害者週間（12月3日～12月9日）」啓発事業	「障害者週間」に合わせた福祉機器展や福祉体験会の開催及び福祉施設のPR	③
6	町社会福祉大会の開催	福祉に貢献した関係者の表彰等	④
7	福祉の井戸端会議の開催	小地域ごとの意見交換の実施	⑤
8	インターネットによる情報収集・提供事業	ホームページによる情報提供と電子メールによる情報収集	⑤

(注) ★は新たな事業です。

## (2) ボランティア活動の推進

### ア 施策の方向

- ①ボランティア参加者の拡大を図るため、非営利組織（NPO）も含めたボランティア情報の提供とボランティア講座等の充実を図ります。また、音声ガイド・パソコン・ソフト等の助成を検討します。
- ②ボランティア活動に必要な貸出用資機材の充実を図ります。
- ③障がいのある人のニーズに応じたボランティア活動ができる体制を検討するとともに、障がいのある人自身がボランティアとして活動できるよう支援します。
- ④社会貢献の一環としての企業内ボランティアの把握とボランティア活動への参加方法について検討します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要			施策の方向
1	福祉体験学習へのゲストティーチャーの派遣	小、中、高及び地域団体や企業主催の体験学習への講師派遣	①
2	ボランティア・ビューローの設置	ボランティア団体の活動拠点の提供	①
3	精神保健福祉ボランティア育成事業の実施	精神保健福祉ボランティア講座の開催	①
4★	福祉教育プログラム集の作成・発行	地域の実態把握により福祉教育の素材を発掘した学習プログラム化	①
5	「福祉おたすけグッズ」の無料貸出しと整備	ボランティア活動に必要な活動用機材を無料で貸出すとともに、貸出し機材を充実	②
6★	知的障がい者のためのステップアップ活動プログラム研究・開拓	知的障がいを持つ人たちが親亡き後の自立へつながるよう、挨拶やビジネスマナー、家事、調理、健康管理などの知識や技術を身につけるプログラムの開発や指導協力者の開拓	③
7★	視覚障がい者等に対する広報等の音声録音実施	ボランティア団体により、視覚障がい者に対する広報紙等の音声録音テープの提供	③

(注) ★は新たな事業です。



### (3) 交流活動の促進

#### ア 施策の方向

- ①ふれあい広場実行委員会が主催するふれあい広場「福祉まつり」への参加を促進するとともに、その内容の充実を図ります。
- ②地域行事への障がいのある人の参加を促進するため、障がい者参加型の行事の促進に努めます。
- ③誰でも気軽に集い、交流のできる場の充実を図ります。

#### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向
1	ふれあい広場「福祉まつり」事業	障がい者団体やボランティア団体による企画・運営でイベント実施 ①

### (4) 障がい者団体の育成と連携

#### ア 施策の方向

- ①各障がい者団体間の連携を深め、自主的な事業を活発化させるために、障がい者団体のネットワーク化を推進します。
- ②「広報おやま」や「社協だより」、各種イベント等を通じて障がい者団体の活動内容をPRし、障がいのある人の障がい者団体への加入促進を図ります。
- ③健康福祉会館が、障がい者団体の活動拠点となるよう努めます。
- ④障がい者団体への委託によって、より効果的な事業の実施が可能なものについては、積極的に委託を推進します。
- ⑤障がい者団体の活動を促進するため、人的・経済的支援の充実に努めます。

#### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向
1★	障がい者団体の活動PR及び会員募集広報	障がい者団体の活動をPRし、会員の増員を図るため広報紙等による会員募集の実施 ②
2★	ボランティア・ビューローの活用促進	障がい者団体も含め、ボランティア団体の活動拠点の整備 ③
3	障がい者団体委託事業	委託可能な事業について継続 ④
4★	障がい者通所施設運営補助事業	就労継続支援B型施設であるワークホーム・アップルの本庁舎喫茶コーナー運営に対する期限付き助成の実施 ④
5	障がい者団体への助成	人的・経済的な援助 ⑤

(注) ★は新たな事業です。

## (5) 権利擁護と虐待の防止

### ア 施策の方向

- ①生活に不安のある障がいのある人等が地域で自立した生活を送ることができるよう、個人の権利を守るための支援制度の活用を促進します。
- ②サービス評価の実施を検討するなど、質の高いサービスの確保に努めます。
- ③障がいのある人が虐待を受けないよう、早期発見と問題解決に向けて関係機関とのネットワーク化に努めます。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	日常生活自立支援事業の実施	福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理の支援	①
2	成年後見制度の推進	判断能力に不安のある人の財産や権利を保護するための制度について情報提供等の実施	①
3 ★	障害者虐待防止支援センターの設置	障害者虐待防止支援センターの窓口を設置した24時間体制での対応、及び社会福祉法人への委託の検討	③

(注) ★は新たな事業です。

## 2. 保育・教育の充実

### ■□ 現状と課題 □■

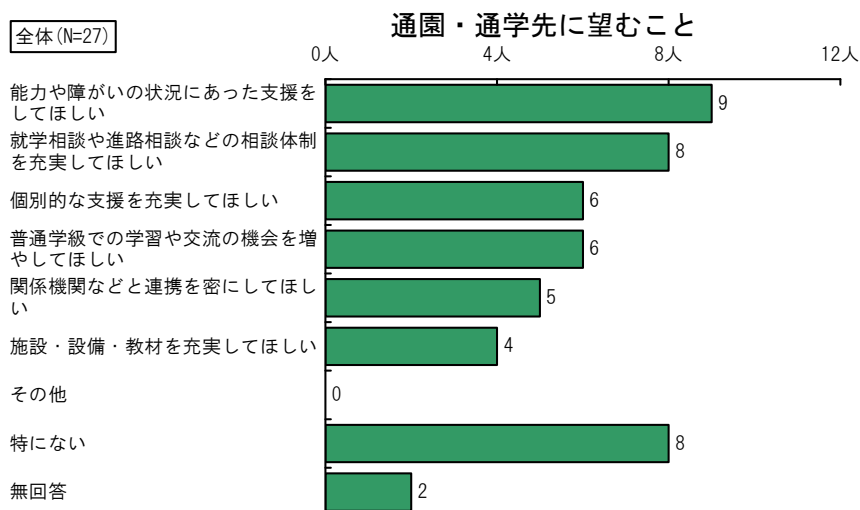
障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

子どもの乳幼児期、学齢期においては、保護者が幼稚園や学校などの就園・就学について思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路に関する不安について、必要なときに適切な相談が受けられる体制づくりの充実が求められています。

また、障がいのある児童・生徒の持っている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育が大切です。そのためには、教育にあたる教職員の専門研修を実施するなど、指導にあたる教員の資質を向上することが必要です。特に、発達障害についての理解はまだ進んでいないのが現状であるため、より障がいに応じた教育支援ができるよう、特別支援学校や専門機関などとの連携を深めていく必要があります。

そして、「ノーマライゼーション」の考え方の中で、障がいのある生徒と障がいのない生徒がお互いに理解し交流を深めることができる教育の充実も求められます。

障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むためには、芸術や文化、スポーツ活動などの社会参加の機会を持つことは大変重要です。障がいのある人の生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むうえでも重要であるとともに、社会参加活動を通じて地域の人との交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。各ライフステージに合わせた生涯学習の機会と提供の充実が必要です。



■□ 施策の方向と事業の展開 □■

2. 保育・教育の充実

- (1) 障がい児保育の充実
- (2) 障がい児教育の充実
- (3) 放課後児童対策の充実
- (4) 生涯学習の推進
- (5) 子どもの頃からの福祉学習の推進

(1) 障がい児保育の充実

ア 施策の方向

- ①保育園及び幼稚園での障がい児の受け入れを促進するため、施設・設備の充実を必要に応じて進めるほか、人員の確保に努めます。また、各障がい児の将来を見据えた適切な就学先について、保護者の意向を尊重しながら調整します。
- ②関係機関との連携のもと、相談事業の充実を図るため、保育・教育相談に専門的に応じられる相談指導体制の充実を図ります。
- ③近隣特別支援学校による教育相談事業の広報に努めます。
- ④障がいのある子もいない子も一緒に遊んだり生活できる保育環境の整備に努めます。

イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	障がい児の保育園及び幼稚園への受け入れ	受け入れ体制の充実を図りながら実施	①
2	保育園及び幼稚園職員の専門研修	特別支援教育に関する研修内容・機会の充実	①
3	在宅障がい児巡回相談事業	外出機会の少ない在宅障がい児の相談機会を就学児童に対しても確保	②
4★	なのはな相談	各保育園・幼稚園等を定期的に訪問する相談支援の実施	②
5★	保育所等訪問支援事業	障がい児の保護者の申請により、保育所等における集団生活の適用のための支援	②
6	近隣特別支援学校の教育相談事業広報	各校での教育相談利用の促進	③

(注) ★は新たな事業です。

## (2) 障がい児教育の充実

### ア 施策の方向

- ①就学指導委員会の指導により、未就学児童の適切な就学を促進します。
- ②県が設置している「こども家庭相談センター」の活用を推進します。
- ③障がいのある児童・生徒・職員・保護者に配慮した学校施設の改善と特別支援教育に必要な教育設備の充実に努めます。
- ④教員に対する障がい児への指導方法の充実及び理解の促進を図ります。また、発達障がい（自閉症、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）等）に対する教職員の理解を深めるため、研修等を実施します。
- ⑤関係機関と連携して、障がいのある児童・生徒のそれぞれの状態に応じた教育的支援を進めます。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	就学指導事業	就学指導委員会を中心に適切な就学の指導	①
2	学校施設の改善、特別支援教育設備の充実	計画的な改善・充実	③
3	特別支援教育の充実	特別支援学級が必要な学校への特別支援学級の設置を県教育委員会に積極的に働きかける	③
4		通常学級における軽度発達障がい等のある児童・生徒の教育的支援の実施	⑤
5	特別支援学級指導者等による定期連絡会	定期的な情報交換の場を確保	④
6★	特別支援教育研修会	特別な支援を必要とする児童・生徒に関する研修の実施	④
7	特別支援教育体制の充実	関係機関と障がいのある児童・生徒別に検討会を実施し、教育的支援を充実	⑤

(注) ★は新たな事業です。

## (3) 放課後児童対策の充実

### ア 施策の方向

- ①放課後における児童の健全育成を推進する放課後児童クラブ等において、障がい児の受け入れ体制を充実します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	障がい児の放課後児童クラブへの受け入れ	受け入れ体制の充実を図りながら実施	①
2★	日中一時支援事業の拡充	御殿場・小山障害者自立支援協議会により、各事業所の受け入れ状況を調査し、支援を必要とする障がい児等の受け入れ拡充等を実施	①

(注) ★は新たな事業です。

## (4) 生涯学習の推進

### ア 施策の方向

- ①障がいの有無にかかわらずに取り組めるスポーツや学習内容を取り入れるとともに、活動環境の整備・充実に努めます。
- ②障がいのある人のためのスポーツ教室を開催するなど、実技体験の場を設け、障がいのある人同士の交流と障がいのない人との交流を促進します。
- ③地域や小中学校運動会への障がいのある人の参加を促進します。
- ④静岡県点字図書館との連携のもと、障がいのある人の要望（ニーズ）に応じて点字図書等の図書館サービスの充実に努めます。また、CD-ROM書籍の購入を検討します。
- ⑤スポーツ・文化・レクリエーション活動等を円滑に実施できるよう、指導者や講師、支援ボランティアの確保、育成に努めます。
- ⑥全国身体障がい者スポーツ大会等、各種大会への参加を促進します。
- ⑦文化活動の成果を発表できる機会の充実に努めます。
- ⑧各種教室、講座等に自ら積極的に参加できるよう啓発活動に努めます。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	障がい者スポーツ啓発事業	「創造的な学習」ふくし塾の一環として実施	①
2		ニーズを把握しながら、講習会等により誰でも参加できるスポーツ種目への取り組みを啓発	②
3	障がい者ふれあい運動会	障がい者団体主催により年1回開催	③
4	小中学校運動会への障がい児参加・交流事業	小中学校との連携を図りながら実施	③
5	スポーツ介助ボランティアの育成	スポーツを安全に楽しめるようボランティアを育成	⑤
6	文化活動成果発表機会の充実	障がいのあるなしにかかわらず発表できる機会を確保	⑦

## (5) 子どもの頃からの福祉学習の推進

### ア 施策の方向

- ①子どもからお年寄りまで、地域に根ざした福祉教育を推進します。
- ②障がいのある人に対する内面的理解を深めるため、地域や職場を対象とした講演会・映画会やボランティア体験教室を開催するなど、福祉教育を推進します。
- ③思いやりの心に満ちた地域づくりに取り組めるよう、学校だけでなく家庭や地域への広がりを念頭においた事業を推進します。
- ④障がいの有無にかかわらず、地域に住む児童・生徒が相互の理解を深められるよう、交流教育を推進します。
- ⑤学校教育課程全般において、人権教育の要素を取り入れた教育を推進します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要			施策の方向
1	福祉教育担当者情報交換会の開催	教職員・福祉施設職員を対象とした福祉教育に関する連絡会を開催	②
2	「福祉教育出張セミナー」の開催	小・中学生及び高校生を対象とした出前型福祉体験プログラムを実施	③
3	児童・生徒の相互理解教育	学校行事等を通じた相互交流・相互理解	④
4	福祉施設との交流	地域行事や福祉体験等を通じた相互交流	④
5	特別支援学校生の居住地交流	子どもの状況により、居住地の学校と交流	④
6	特別支援学級と通常学級の交流	子ども間の理解教育のための交流	④



### 3. 生活環境の整備

#### ■□ 現状と課題 □■

障がいのある人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、公的施設、公共交通機関、歩行空間など屋内外両方の生活空間において、物理的バリアを取り除くことが必要です。

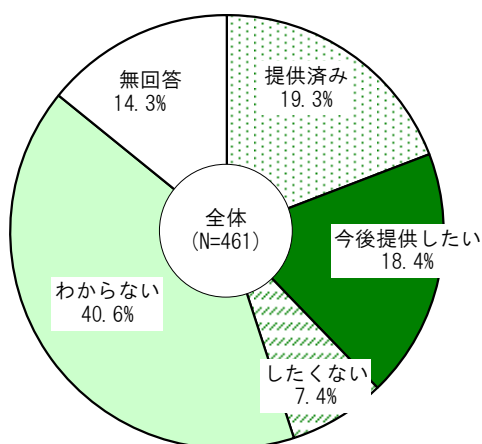
この3年で、多目的トイレの設置や駐車場への障がい者用スペースの確保、施設への手すりの設置などが進みました。今後もユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建物や道路（歩道）、鉄道及びバスなどの公共交通機関、その他公共施設がすべての人に利用しやすい施設となるよう整備、改善を推進していく必要があります。また、ハード面だけでなく、障がいのある人が安心して外出できるよう、障がい者用駐車場に駐車しない、歩道に自転車を放置しないなど、地域住民一人ひとりが協力できることについて啓発し、実践していくことも大切です。

さらに、障がいのある人とその家族が日常生活における不便さを感じることなく、安心して暮らしていくために、住環境の整備が必要であり、住宅改修に関する相談や制度の周知による利用の促進が必要です。また、経済的理由など自宅改修が困難な場合に対応できるよう、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居などの対策を図ることも必要です。

また、東日本大震災のほか、本町を襲った集中豪雨により、災害などの緊急時の避難については多くの障がいのある人が不安を抱えています。こうした中本町では、災害時要援護者台帳の整備を進めています。アンケート調査の結果では“台帳に掲載する情報を提供済み”という人が19.3%、“今後提供したい”という人が18.4%にのぼっています。

緊急時の対応で最も重要となってくるのが、日常におけるコミュニケーションです。地域における防災ネットワークの組織づくりに加え、近隣の世帯の状況を把握し、日ごろからの付き合いを深めることが重要です。

災害時要援護者台帳に登録するための情報提供



平成23年障害者計画策定のためのアンケート



■□ 施策の方向と事業の展開 □■

3. 生活環境の整備

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 外出支援の充実
- (3) 安全・安心対策の充実

(1) 福祉のまちづくりの推進

ア 施策の方向

- ①障がいのある人とともに商店街や公共施設の利便性を点検し、今後の改善に反映します。
- ②既存施設の改修、新たな公共施設の設置については、だれもが利用しやすい設計（ユニバーサルデザイン）に努めます。
- ③福祉のまちづくりに対する啓発・指導に努めます。
- ④歩道の設置や道路の改良、点字ブロックの設置、公営住宅のバリアフリー化等については、長期的な視点に立って取り組みます。
- ⑤障がいのある人のための居室整備資金等の融資制度を検討します。

イ 主な事業と施策の方向

事業概要			施策の方向
1	都市公園維持管理事業	近隣公園や地区公園の維持管理	②
2	豊門公園活性化事業	障がいのある人が安心して使用できる多目的トイレや園内通路の維持管理及び交流の場としての活用	②
3	民間事業者への指導・啓発	「静岡県福祉のまちづくり条例及び同施設マニュアル」や「移動円滑化法」等に基づく指導・啓発	③
4	幹線道路への歩道設置等	滑りにくい材料を使用した2m以上の幅員のある歩道や、点字ブロック等の設置	④
5	公営住宅のバリアフリー化	ニーズに対応しながら無障壁（バリアフリー）化を実施	④

## (2) 外出支援の充実

### ア 施策の方向

- ① 鉄道駅、バス停留所等公共交通施設のバリアフリー化を推進します。
- ② 現在実施している移動・交通サービスの周知徹底と利便性向上に努めます。
- ③ 公共交通機関に障がいのある人への配慮を要請します。
- ④ ボランティアの育成を図り外出時の支援が円滑に行われるよう努めます。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要			施策の方向
1	福祉巡回バスの運行	町内巡回バスの運行	②
2	身体障がい者用車両の貸し出し	身体障がい者用車両の貸し出し	②
3	福祉車両による外出支援サービスの充実	運転ボランティアによる送迎サービスの実施及び福祉有償運送事業の促進	②
4	超低床ノンステップバス導入事業の推進	民間事業所が進める超低床ノンステップバスの導入事業を国・県などと調整した支援	③
5 ★	住民参加型福祉サービスの実施	住民相互のたすけあい活動による、低額で非営利な「会員制の有償サービス」の実施	④

(注) ★は新たな事業です。

### (3) 安全・安心対策の充実

#### ア 施策の方向

- ①自主防災組織と連携して、障がいのある人自身の防災意識を深めるとともに、訓練への参加を通じて、避難誘導や避難経路の見直し等を進めます。
- ②隣組やボランティア組織等と連携して、災害時等に障がいのある人や高齢者を支援できる体制を整備します。
- ③災害時要援護者台帳及び災害時支援マニュアルを作成します。
- ④避難所における障がいのある人に必要な資機材の整備を検討します。
- ⑤障がいのある人や高齢者などの異変等にいち早く気付き、必要な支援などの対応が図れるように見守り体制を充実します。

#### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	障がい者防災訓練	9月、12月の総合防災訓練・地域防災訓練に合わせて実施	①
2	災害時要援護者防災訓練	9月、12月の総合防災訓練・地域防災訓練に合わせて実施	①
3	土砂災害に関する防災訓練	6月に土砂災害が想定できる地区で災害時要援護者を含め防災訓練の実施	①
4★	災害時要援護者台帳マップの整備	地震・風水害等の災害時や防災訓練において要援護者台帳マップを活用した避難支援に役立てるための災害時要援護者台帳マップの整備	①
5	FAXによる緊急情報システムの整備	Fネット通信サービスを利用した一斉通報システムを広域行政組合との連携によって整備	②
6	災害時要援護者台帳の整備	民生委員や障がい者団体との連携のもと、プライバシー保護に配慮した台帳の整備・更新	③
7	災害時支援マニュアル作成・配布	災害時の救出、ケア等を盛り込んだ支援マニュアルの作成・配布	③
8★	配達業者協力による高齢者等見守り事業	見守り事業の周知、協力業者の拡大	⑤

(注) ★は新たな事業です。

## 4. 福祉サービスの充実

### ■□ 現状と課題 □■

平成18年4月から施行された障害者自立支援法により、入所施設を中心としたサービスの提供から、地域での生活を基本としたサービスの提供へと移行し、障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送ることができる方策づくりが求められています。

障がいのある人が可能な限り、住み慣れた居宅において、その家族と共に安心して生活を営んでいくためには、障がいの種類、生活状況に応じて在宅福祉サービスを充実させていく必要があります。一方、諸事情により、在宅では対応しきれない場合があります、施設サービスなどの充実も必要です。

また、障がいのある人が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、障がいや日常生活に関することを気軽に相談でき、適切な情報提供が行われるしくみが必要であるとともに、就学前から就学、就業支援にいたるまで、生涯にわたる一貫した相談支援体制が必要です。

本町では、平成21年度に御殿場・小山障害者自立支援協議会を設置し、これにより相談支援体制の強化が図られています。

今後も、一人ひとりの障がいの状況や能力、意向の把握に努め、各分野の関係機関と情報を共有し、必要に応じた情報提供及びサービス利用に関する支援、適切な相談支援を実施していくことが重要です。

また、誰もが身近で気軽に相談できるよう、相談体制や窓口等について、様々な機会や媒体を通じて、障がいのある人やその家族等に周知するほか、今後予定されている法改正、制度改正等についても迅速かつ正確に周知していくことが必要です。

### ■□ 施策の方向と事業の展開 □■

#### 4. 福祉サービスの充実

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 人材の確保・育成
- (3) 在宅福祉サービスの充実
- (4) 福祉施設の充実

## (1) 情報提供・相談体制の充実

### ア 施策の方向

- ①健康福祉会館（ふじみセンター）や相談支援事業所等で、相談への適切な対応を図ります。
- ②障がいのある人や介護者との定期的な懇談会を開催し、きめ細かな支援を推進します。また、巡回介護相談や障がいのある人による相談活動（ピアカウンセラー）について検討します。
- ③民生委員・児童委員、障害者相談員、地域包括支援センター等との連携を深め、積極的な相談体制づくりを進めます。また、各種手帳所持者の実態把握に努めるとともに、プライバシーに配慮しつつ相談内容のデータベース化を検討します。
- ④要約筆記者の派遣について、広域的な観点から検討します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要			施策の方向
1	福祉総合相談所の週5日開設	週5日相談所の開設	①
2	障害者相談支援事業所の充実	障がいのある人の地域での生活等の相談支援	①
3	福祉総合相談PRパンフレットの作成・配布	パンフレットを作成し関係窓口等に配置	①
4★	障がい児相談支援体制の整備	障がい児相談業務を障がい児施設へ委託することによる障がい児相談支援の強化・充実	①
5★	広域連携による要約筆記者の派遣事業の検討	近隣市町と連携した要約筆記者派遣事業の実施の検討	④

(注) ★は新たな事業です。

## (2) 人材の確保・育成

### ア 施策の方向

- ①介護ヘルパー資格の取得を促進するため、養成講座を受講した方の受講費用の一部を助成します。
- ②静岡県福祉人材センター等を活用した外出介護員（ガイドヘルパー）、ケアマネジメント従事者等の確保に努めます。
- ③保育士の加配に対する支援と障がい児に対応できる専門スタッフを確保し、ネットワークを構築するための障がい児（者）支援スタッフ整備事業を推進します。
- ④各種の講座等を通じて障がいのある人を支えるボランティアの育成に努めます。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要			施策の方向
1	ホームヘルパー研修費の助成	受講者に対して費用の4分の3（3万円又は2万円が上限）を助成	①
2	障害者相談員研修機会の充実	多様化する相談ニーズに対応するための研修機会の拡大と充実	②
3	障がい児（者）支援スタッフ整備事業	保育士の加配に対する支援、専門スタッフ確保等の人的整備	③

### (3) 在宅福祉サービスの充実

#### ア 施策の方向

- ①障害者総合福祉制度（仮称）の普及啓発に努めます。
- ②町内及び近隣市町の社会福祉法人との連携を図りながら、地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の充実を図ります。
- ③手話、点字、テープ、インターネットなど、多様な手段によるコミュニケーション支援の充実を図ります。
- ④日常生活用具の給付を継続して実施するとともに、新しい用具の情報提供に努めます。
- ⑤視覚障がい者等の外出や社会参加を容易にするため、移動支援事業の充実を図ります。
- ⑥介護保険制度との連携を図るとともに、さらにサービスを必要とする高齢の障がいのある人については引き続き障がい者施策における適切なサービスの提供に努めます。

#### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1★	障害者総合福祉制度（仮称）の福祉サービスの啓発	新たな福祉サービスの普及啓発の実施	①
2	地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を促進	②
3	日中一時支援事業	障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障がいのある人の日中活動の場を確保・提供した日常的な訓練の実施	②
4★	障がい者等配食サービスの実施	在宅の障がい者等への昼食等の配食サービスの実施	②
5	手話通訳者派遣事業の実施	聴覚障がい者が社会参加を通じ生活の向上ができるよう、必要に応じた手話通訳者の派遣	③
6	インターネットによるボランティア情報提供事業	関係機関と連携を図りながらインターネットでボランティア情報の提供	③
7★	緊急時の手話通訳者派遣事業対応の実施	警察署及び消防署と連携し緊急時に対応できる体制の整備	③
8	日常生活用具給付事業	在宅の身体障がい者に対する日常生活用具の給付	④
9★	防災用具給付事業	在宅で人工呼吸器使用者に対する非常用電源を確保するための発動発電機及び人工呼吸器用外部バッテリーの給付	④
10	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児（者）に対する外出のための支援の実施	⑤

(注) ★は新たな事業です。

## (4) 福祉施設の充実

### ア 施策の方向

- ①社会福祉法人や、NPO法人等が進める施設整備に対し支援します。
- ②就労継続支援施設が運営する事業に対し、運営助成事業を推進します。
- ③知的障がい者や精神障がい者ができる限り地域で生活できるよう、グループホーム、共同作業所等の生活の場の確保に努めます。
- ④重症心身障害児（者）通園施設の利用促進と、施設整備や改善を関係機関などと調整し、検討します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向
1	社会福祉法人等が運営する施設への施設整備支援	国、県、近隣市町と調整を図りながら施設整備等に対する支援
2 ★	生活介護事業所 施設整備支援	社会福祉法人等が実施する施設整備等に対する支援
3 ★	就労継続支援事業所 施設整備支援	社会福祉法人等が実施する施設整備等に対する支援
4 ★	就労継続支援施設 運営助成	事業所が実施する事業に対し、期限を決めた運営費の支援
5 ★	重症心身障害児（者）通園施設の充実	重度の障がいを抱えた児（者）が、通園できる施設の充実を図るための支援

(注) ★は新たな事業です。

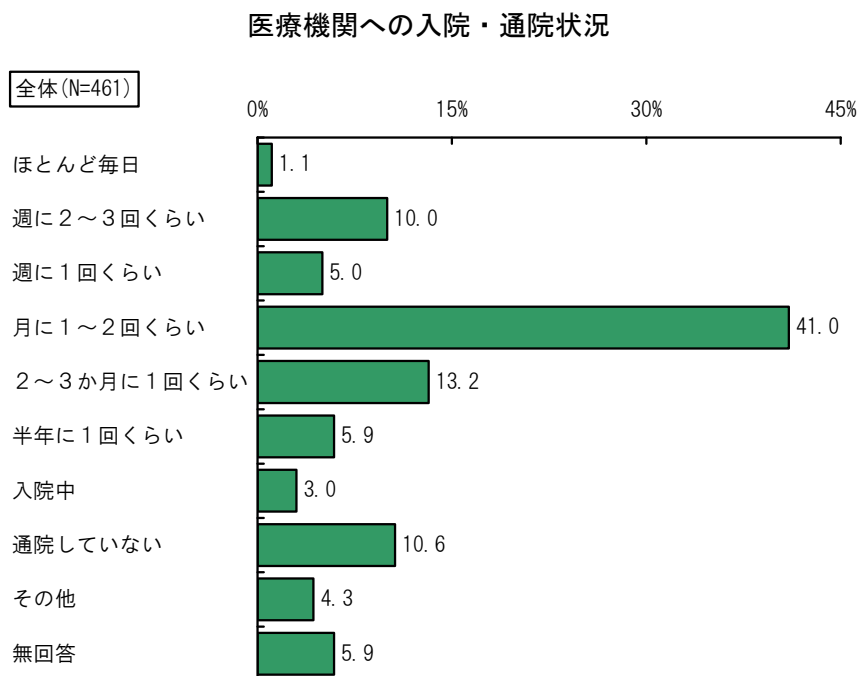
## 5. 保健・医療サービスの充実

### ■□ 現状と課題 □■

障がいの原因となる疾病や要因、発症時期は様々であり、障がいの種類、程度についても個々に異なります。特に近年は社会構造の変化にともない、ストレス等を原因としたこころの病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。できるだけ早期に対応することにより、症状の軽減が期待できることから、予防施策や早期治療に関する取組みが重要です。

先天的な障がいの場合には、妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣についての啓発や相談・健康指導により、障がいの発生率の低下が期待できます。乳幼児期については、障がいの早期発見や障がいの状況に応じた早期療育が大切であり、子どもの心身の発育・発達段階に応じた対応が必要です。

平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいについての早期発見・早期支援が求められていることから、療育機関、保育園、教育機関などと連携し、ライフステージに合わせ、トータルで支援する仕組みづくりが課題となっています。





また、成人の場合には、生活習慣病が原因で障がいをもつ人が増加していることから、特定健康診査や特定保健指導などを通じて、健康の保持や増進についての普及・啓発、こころの健康に関する相談体制を充実していくことも重要です。

障がいのある人の地域での自立した生活を支えていくためには、様々な障がい特性に応じたリハビリテーションを、地域の福祉、保健、医療、教育などの専門機関と連携し、継続して提供していく必要があります。また、障がいに応じた適切な医療を受けることで、障がいの重度化や重複化を防ぐことが可能になります。

## ■□ 施策の方向と事業の展開 □■

### 5. 保健・医療サービスの充実

- (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (2) 健康づくり・保健サービスの推進
- (3) 障がい者医療とリハビリテーションの充実

#### (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

##### ア 施策の方向

- ①健康診査の受診率向上を図るとともに、健康教育・健康相談・訪問指導・家庭訪問等を総合的に実施し、早期発見・早期治療を推進します。
- ②臨床心理士等の専門家による相談の充実と健康診査後の事後指導の充実に努めます。

##### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向
1	健康教育・健康相談	①
2	健康診査	①
3	家庭訪問	①
4	健康診査事後フォロー体制整備充実	②
5	臨床心理士等専門職の確保・充実	②

## (2) 健康づくり・保健サービスの推進

### ア 施策の方向

- ①保健委員や健康づくり食生活改善推進部の活動充実を図ることにより、正しい知識の普及と生活習慣病の予防に努めます。
- ②様々な機会を通じて、こころの病に対する正しい知識の普及と偏見の是正に努めます。
- ③精神保健相談体制の整備とうつ自殺対策の強化を図ります。
- ④精神障がい者ができる限り地域で生活できるよう、医療機関や保健所、地域活動支援センターと連携しながらデイケアの充実を図ります。
- ⑤関係機関との連携により、高次脳機能障害やひきこもり等の新たな課題への対応を充実します。
- ⑥難病患者に対する支援体制を保健所主体のもとに医師会等との連携を図りながら構築します。また、町の介護保険や福祉サービスの利用を促進します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	健康づくり食生活改善推進部支援事業	講習会・研修会・料理教室等への協力、援助	①
2	保健委員研修会の充実	幅広い知識のもとに自主的な活動ができるよう研修の充実	①
3	人材育成	精神障がい者への理解と精神保健福祉ボランティアの育成を目的とした精神保健福祉ボランティア講座の開催	②
4	健康相談	保健師による窓口相談と電話相談、臨床心理士による個別相談、保健所での医師によるこころの相談の実施	③
5	健康教育	うつ自殺予防に対する知識の普及とともに、自殺を防ぐためにゲートキーパー養成講座を実施	③
6	普及啓発	うつ自殺・メンタルヘルスへの関心を持ってもらうために、広報紙やリーフレットを活用した普及啓発	③
7	デイケア	保健所で「つくし友の会」を月4回開催し、体操や調理実習などの実施	④
8	相談	保健師が一時的な相談に対応し、必要に応じて医療機関や保健所で実施している高次脳機能障害相談・ひきこもり相談を紹介	⑤
9	啓発	広報紙やリーフレットを活用し、メンタルヘルスの普及啓発	⑤
10	保健所主体による難病患者支援体制の整備	町の保健福祉サービスの利用等に関する支援を合わせて実施	⑥

### (3) 障がい者医療とリハビリテーションの充実

#### ア 施策の方向

- ①地域におけるリハビリテーションの場の整備、確保に努めるとともに、地域リハビリの充実や保健所のすぎのこ教室への参加促進を図ります。
- ②現在実施している医療費の助成・給付事業を継続し、周知徹底を図るとともに、さらなる充実を検討します。
- ③健康の維持・増進を図るために重要な役割を担う保健師や、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職の確保に努めます。
- ④保健、医療、福祉、教育等関係機関との連携により、障がいのある人とその家族の地域生活を支援します。

#### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	地域リハビリテーション事業の促進	地域が高齢者の介護予防教室を開催できるよう支援	①
2	保健所主体による発達訓練指導事業(すぎのこ教室)	医師相談、心理・言語相談、リハビリ相談、歯科・栄養相談等の実施	①
3	乳幼児健診事後指導・相談事業	臨床心理士や児童相談所相談員等によりことばの遅れや養育等に関する専門的な相談の実施	①
4	こども医療費助成事業	中学3年生まで医療費無料化	②
5	精神障害者医療費助成事業	90日以上継続して入院している精神障がい者の保険診療自己負担分、食事標準負担額の1/2の助成	②
6	自立支援医療	(精神医療)精神科通院の自己負担分となる3割を1割になるよう助成 (更生医療)必要性を認められた身体障がい者に対し医療費の自己負担分の一部の給付	②
7★	重度心身障害児(者)医療費助成事業の継続・拡充	必要性を認められた重度心身障がい児者の医療費の助成継続及び精神障害者保健福祉手帳所持者まで対象者の拡充	②
8	保健師等修学資金貸与事業	保健師、助産師、看護師、理学療法士や作業療法士の資格を取得するために養成所等で修学する者に対する資金の貸与	③
9	地域療育支援システムの構築	保健、福祉、教育等の関係組織による定期的連絡会の開催と連携の体制の構築	④
10★	障害者自立支援協議会の設置	関係機関と連携することによる支援体制の強化のために圏域内への自立支援協議会の設置	④

(注) ★は新たな事業です。

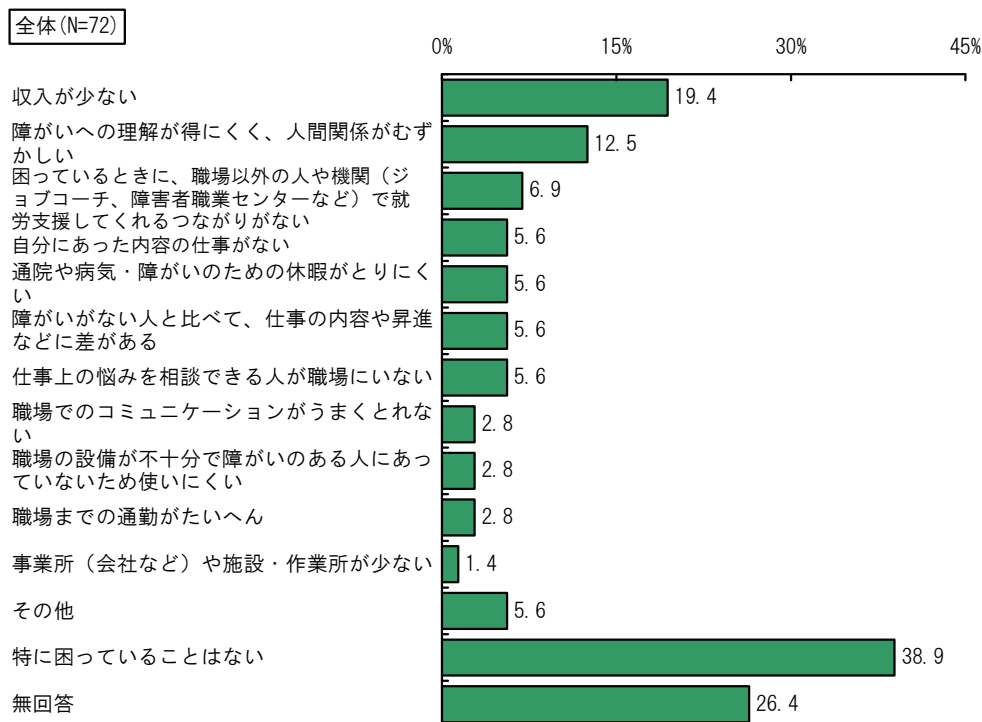
## 6. 生活の安定と自立への支援

### ■□ 現状と課題 □■

障がいのある人が地域で自立した生活を営むうえで、社会の中で役割をもち、職業をもち、経済的に自立することの意義は極めて大きいものがあります。障害者自立支援法においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目のひとつとして掲げています。

職場への定着を含めて、障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関が連携を図りながら、障がい者雇用に向けた理解の促進を図り、受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの状況に適した職業能力の開発や職場適応のための訓練など、一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。さらに、一般企業などで働くことが困難である場合、一人ひとりの状態に応じた日常生活の場や福祉的就労の場を確保する必要があり、福祉分野と雇用分野の協力は欠かせません。

#### 仕事のことで困っていることや悩んでいること



平成23年障害者計画策定のためのアンケート

今後は、障がいのある人たちの生活の実態を把握し、そのニーズをとらえ、新たなしくみとこれまでの経済的な支援についての要望を関係機関へつなげるとともに、障がいのある人及び家族が利用しやすいよう、支援の明確化と周知の徹底を図ることが必要です。

また、障がいのある人が安心して生活するためには、経済的に安定していることが最も重要な条件の一つです。

しかし、障がいのある人の中には、就業が困難であったり、就業できても不利な条件を強いられたりする場合があります。

そうした状況に対応するため、国・県・町では、障害基礎年金や各種手当の給付、サービス利用者の負担軽減を行っており、その周知に努める必要があります。

## ■□ 施策の方向と事業の展開 □■

### 6. 生活の安定と自立への支援

- (1) 生活安定のための施策の周知
- (2) 一般就労の促進
- (3) 福祉的就労の促進

#### (1) 生活安定のための施策の周知

##### ア 施策の方向

- ①障害基礎年金を可能な限り受給できるように年金制度への加入を促進します。
- ②各種年金、手当、手帳取得者へのサービス内容の充実等を国や県に要望します。
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得を促進します。

##### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向
1	生活安定施策の周知	各種手当、年金、税の控除・非課税・減免、公共料金の割引制度等について周知
2★	障がい福祉サービスのパンフレット作成	障がい福祉サービスに関するパンフレットの作成

(注) ★は新たな事業です。

## (2) 一般就労の促進

### ア 施策の方向

- ①公共職業安定所、商工会、障がい者団体、授産施設等との連携のもと、障害者自立支援協議会に就労支援連絡会及び作業所連絡会を設置し、障がいのある人の雇用の促進と継続して就労できる環境づくりに努めます。
- ②事業主に対して障がいのある人の雇用への理解と協力、各種助成制度の活用について周知・啓発を図ります。
- ③町の職員としての別枠雇用と委託事業等による職域の拡大を検討します。
- ④職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用や職業訓練の場の整備を検討します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	障がい者就労支援事業	職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して実施	①
2	就労支援	御殿場・小山障害者自立支援協議会の関係機関（公共職業安定所、商工会等）による就労支援を実施	①
3	雇用及び理解促進啓発パンフレットの配布	事業主の理解と協力を得るためパンフレットを民間企業に配布	②
4	作業所連絡会パンフレットによる啓発	御殿場・小山障害者自立支援協議会（作業所連絡会）により、企業向けPRパンフレットの配布啓発	②

## (3) 福祉的就労の促進

### ア 施策の方向

- ①就労継続支援施設への運営費の補助を実施し、運営の安定を図ります。また、御殿場・小山障害者自立支援協議会作業所連絡会による、授産製品の販路拡大に努めます。
- ②公共施設内への障がい者団体等による売店等の出店を促進します。
- ③就労継続支援施設、作業所等の新設にあたっては、近隣市町と連携して検討します。

### イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向	
1	授産製品の販路拡大事業	御殿場・小山障害者自立支援協議会作業所連絡会により、授産製品のパンフレットを作成	①
2	授産施設・心身障害者小規模授産所運営助成事業	運営費の助成継続と必要に応じた設備等の拡充	①
3	公共施設内への出店促進事業	障がい者団体等による出店の促進	②
4★	就労継続支援施設の拡充	一般就労が難しい障がい者（御殿場特別支援学校卒業生含む）に対し、日中活動を支援できる施設の拡充の検討	③

(注) ★は新たな事業です。



## 7. 障害福祉サービスの見込量（第3期小山町障害福祉計画）

### 1 障害者自立支援法について

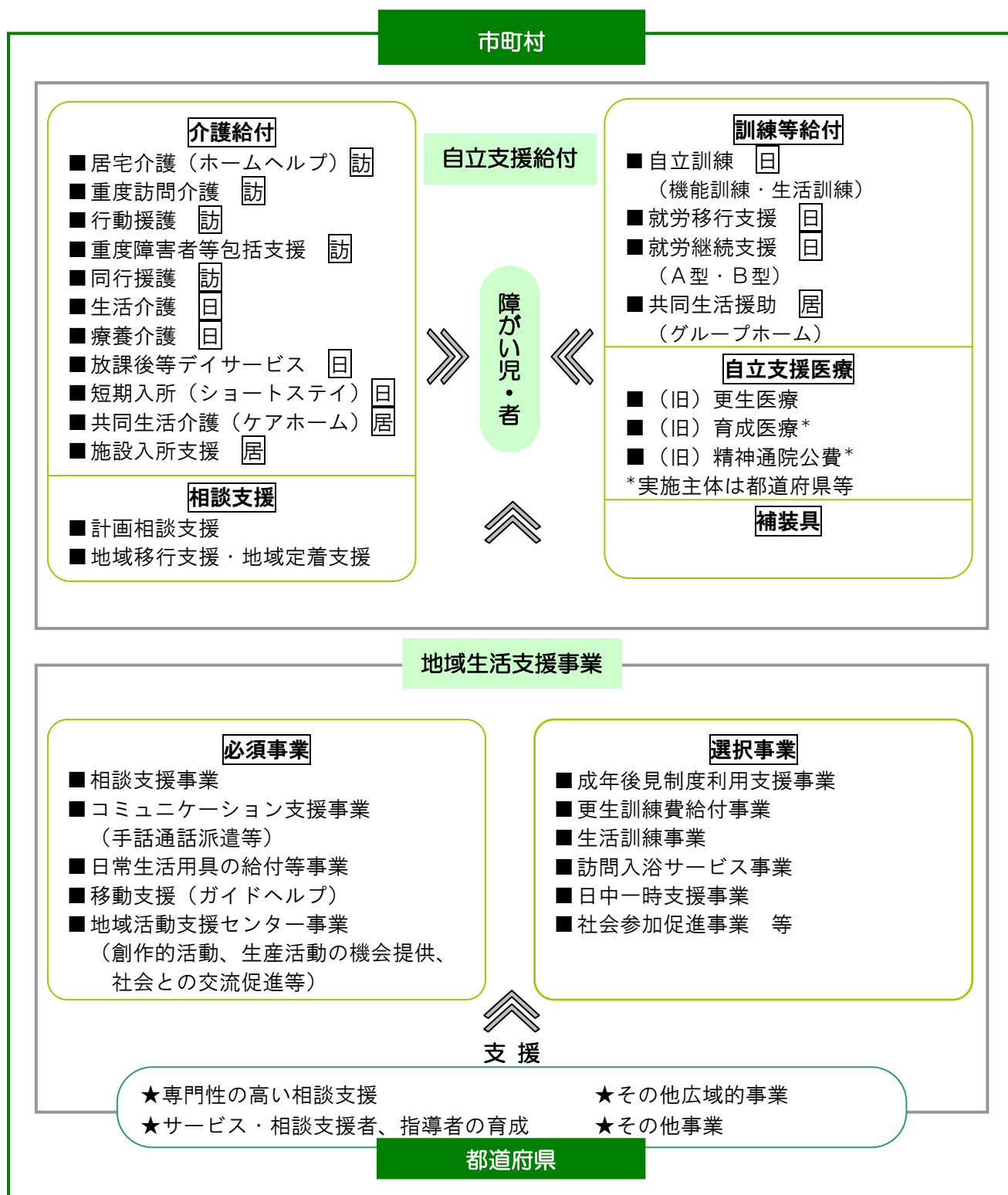
「障害者自立支援法」は、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として平成18年4月に施行され、各種サービスが提供されてきました。

今後、国の方針では、障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法（仮称）を平成25年8月までに施行する予定であり、それまでの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されました。

#### 障害者自立支援法等の一部改正の概要

- ①利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行）
  - 利用者負担について、応能負担を原則に
  - 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ②障がい者の範囲の見直し（平成22年12月10日施行）
  - 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ③相談支援の充実（平成24年4月1日施行）
  - 相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
  - 支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を勘案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ④障がい児支援の強化（平成24年4月1日施行）
  - 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど）
  - 放課後型のデイサービス等の充実
  - 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）
- ⑤地域における自立した生活のための支援の充実（平成23年10月1日施行）
  - グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - 重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設（個別給付化）

障害者自立支援法に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」によるサービスと、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により町が実施する「地域生活支援事業」によるサービスの2つに大きく分かれています。



※訪：訪問系サービス、日：日中系サービス、居：居住系サービス



## 2 サービスの概要

### 【訪問系サービス】

#### 居宅介護

- 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

#### 重度訪問介護

- 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がい者が対象となります。
- 自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから、移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

#### 行動援護

- 常に介護を必要とする重度の障がい者が対象となります。
- 行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護などのサービスを提供します。

#### 重度障害者等包括支援

- 常時介護を必要とする障がい者で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。
- 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

#### 同行援護

- 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護などを行います。

### 【日中活動系サービス】

#### 生活介護

- 常時介護が必要な障がい者で、障がい程度区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上か年齢が50歳以上で、障がい程度区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。
- 事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。

#### 療養介護

- 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な障がい者で、障がい程度区分5以上の重症心身障がい者の場合対象となります。
- 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。

### **自立訓練（機能訓練）**

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者が対象となります。
- 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

### **自立訓練（生活訓練）**

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が対象となります。
- 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

### **就労移行支援**

- 一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者が対象となります。
- 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

### **就労継続支援（A型）**

- 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。
- 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練などのサービスを提供します。

### **就労継続支援（B型）**

- 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった障がい者が対象となります。
- 雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

### **放課後等デイサービス**

- 学校に就学している障がい児が対象になります。
- 授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を実施します。

### **短期入所（ショートステイ）**

- 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等が対象となります。
- 入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

## 【居住系サービス】

### 共同生活介護（ケアホーム）

- 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障がい程度区分2以上の場合に対象となります。
- 家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排せつなどの介護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

### 共同生活援助（グループホーム）

- 就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。
- 家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

### 施設入所支援

- 施設に入所する障がい者を対象者に、日中活動と合わせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

## 【相談支援等その他のサービス】

### 計画相談支援

- 自ら障がい福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等を対象として、個別の支援プログラムを作成します。

### 地域移行支援

- 施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。

### 地域定着支援

- 在宅で生活する障がい者に、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談・サポートを行います。

### 3 第2期障害福祉計画策定後の課題

#### ◆ 障がい者の地域生活への移行について

⇒ 障がい者の地域生活への移行を一層促進する必要があります。

#### ◆ 相談支援体制について

- ⇒ 基幹相談支援センターを設置するなど、地域における相談支援体制を充実・強化していく必要があります。
- ⇒ 地域自立支援協議会の具体的な機能や在り方を障害福祉計画に明確に位置付ける必要があります。

#### ◆ 一般就労への移行支援について

⇒ 工賃倍増5か年計画等を踏まえて、働く意欲のある障がい者が一般就労へ移行できるよう、一層促進する必要があります。

#### ◆ 虐待防止に対する取組みについて

⇒ 平成23年6月に成立した障害者虐待防止法を踏まえ、障がい者に対する虐待防止に関する取組みが一層求められています。

#### ◆ サービス見込量に対する考え方について

⇒ 第2期計画策定後の各種サービスの利用実績を分析して計画に反映する必要があります。

#### 4 第3期障害福祉計画策定指針に基づく考え方

##### ◆ 障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

⇒ 福祉施設入所者の地域生活移行、入院中の精神障がい者の地域生活移行の目標値を掲載し、地域生活への移行を促進します。

##### ◆ 相談支援体制の充実・強化に関する事項

⇒ 相談支援体制の充実・強化のため、御殿場市と共同で設置した地域自立支援協議会を地域における相談支援体制の中核として位置づけ、連携を図ります。

##### ◆ 一般就労への移行支援の強化に関する事項

⇒ 障がい者の一般就労への移行を促進するため、障がい者等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。  
⇒ 官公需における受注機会の拡大を図り、一般就労に対する取組みを一層推進します。

##### ◆ 虐待防止に対する取組みの強化に関する事項

⇒ 虐待に関する実態把握に努め、虐待防止に関する取組みを一層強化するよう検討します。  
⇒ 健康福祉課が障害者虐待防止センターの役割を担います。

##### ◆ サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項

⇒ サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、障がい者のニーズやその動向を踏まえて見込みます。  
⇒ 住民に分かりやすい計画とするため、できる限りサービス見込量（時間等）とともに利用者数も明記します。

## 5 地域生活移行と就労支援の目標値

地域生活移行と就労支援については、平成26年度に向けて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策の推進を図ります。

### ■施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の入所者数	36人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数	35人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込	1人	差し引き減少見込人数
【目標値】 地域生活移行者数	1人	入所施設からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人の数

### ■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の人の数
【参考値】 第2期計画目標値	3人	第2期障害福祉計画で設定した目標値
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の人の数

### ■就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	83人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 平成26年度の 就労移行支援事業の 利用者数	2人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
	2.4%	

### ■就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項目	数 値	備 考
平成26年度末の 就労継続支援 （A型） 事業の利用者	1人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援 （B型） 事業の利用者	32人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援 （A型＋B型） 事業の利用者	33人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する人の数
【目標値】 平成26年度の 就労継続支援 （A型） 事業の利用者の割合	3.0%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

### ■基盤整備予定か所数

サービス種別		24年度	25年度	26年度
生活介護	利用人数	—	—	20人分
	整備か所数	—	—	1か所
就労継続支援 （B型）	利用人数	—	—	20人分
	整備か所数	—	—	1か所

6 自立支援給付の第2期計画値と実績値

自立訓練（機能訓練）、就労移行支援については、計画していませんでしたが、利用実績がありました。一方、児童デイサービス、指定相談支援については、計画していたものの利用実績がありませんでした。

(月あたり)			第2期 【計画値】			第2期 【実績値:23年度は見込】		
			21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	150	175	200	125	122	135
日中活動系	生活介護	人日分	360	400	560	355	594	650
	自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	18	18	10
	自立訓練 (生活訓練)	人日分	44	44	44	21	7	5
	就労移行支援	人日分	0	0	0	33	33	31
	就労継続支援 (A型)	人日分	20	20	20	22	35	25
	就労継続支援 (B型)	人日分	340	480	480	245	479	530
	療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
	児童デイサービス	人日分	2	2	2	0	0	0
	短期入所	人日分	36	45	54	22	76	82
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	人分	4	4	4	4	2.6	2
	共同生活介護 (ケアホーム)	人分	3	3	3	4	4	3
	施設入所支援	人分	22	28	37	18	29	33
相談	計画相談支援 (サービス利用計 画作成)	人分	3	3	3	0	0	0



7 自立支援給付の見込量

第3期計画では、第2期計画の実績を踏まえ、以下のとおり見込みます。

(月あたり)		第2期 【実績値:23年度は見込】			第3期 【計画値】		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	125	122	135	150	150	150
	実人員	5	5	6	6	6	6
生活介護	人日分	355	594	650	770	850	850
	実人員	17	28	33	34	36	36
自立訓練 (機能訓練)	人日分	18	18	10	0	0	0
	実人員	1	1	1	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	21	7	5	20	20	20
	実人員	1	1	1	1	1	1
就労移行支援	人日分	33	33	31	31	31	31
	実人員	2	2	2	2	2	2
就労継続支援 (A型)	人日分	22	35	25	20	20	20
	実人員	1	2	1	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日分	245	479	530	530	590	590
	実人員	17	28	30	30	32	32
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	0	0	0	2	2	2
	実人員	0	0	0	1	1	1
短期入所	人日分	22	76	82	80	80	80
	実人員	2	5	5	4	4	4
共同生活援助 (グループホーム)	人分	4	2.6	2	2	2	2
共同生活介護 (ケアホーム)	人分	4	4	3	3	3	3
施設入所支援	人分	18	29	33	34	34	34
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	人分	0	0	0	30	60	90
地域移行支援	人分	—	—	—	2	2	2
地域定着支援	人分	—	—	—	1	1	1

## 8 自立支援給付の見込量確保のための方策

### 【訪問系サービス】

- 広報紙等により自立支援法に基づく障がい福祉サービスの体系や種類について周知を図るとともに、自立支援協議会を通じて地域に不足するサービスを把握し、社会福祉協議会、福祉施設、事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がいのある人や重度障がいのある人に対するサービス実施主体が少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所に障がい福祉分野への参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 精神障がいのある人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供を充実し、精神障がいのある人のサービスの利用促進に努めます。
- 就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。
- 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。

### 【日中活動系サービス】

- 広報紙等により自立支援法に基づく障がい福祉サービスの体系や種類について周知を図るとともに、自立支援協議会を通じて地域に不足するサービスを把握し、社会福祉協議会、福祉施設、事業所等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 退院可能精神障がい者の相談支援を充実し、精神障がいのある人の地域移行及び就労移行を図ります。
- 利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- 今後の基盤整備については、新規施設の整備だけでなく、既存施設の増床や空き施設の利用など社会資源を活用した整備を検討します。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるような体制の構築に努めます。
- 理学療法士・作業療法士やジョブコーチ等の日中活動系サービスに係る人材の発掘・育成に努めます。
- 県、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業（特定子会社等）など、就労関係団体・機関との連携を強化し、就労支援ネットワークの構築に努めます。

- 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知を図ります。
- 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、町役場における障がい者雇用率の遵守と障がいのある人の計画的な雇用に努めます。

#### 【居住系サービス】

- 居住系サービスの施設整備は、県及び圏域の市町とも協議しながら推進・調整していきます。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 圏域内市町や利用者等との協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。
- 町内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、町内におけるグループホーム・ケアホームの設置を呼びかけていきます。
- NPO法人、社会福祉法人等がグループホーム等を立ち上げる際の施設整備費や備品購入費等の補助を検討します。
- 精神障がいのある人のグループホームについて、医療機関、社会復帰施設等を運営する医療法人、社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを優先していきます。

#### 【その他のサービス】

- 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど体制の充実を図ります。
- サービス利用計画作成の対象者が大幅に拡大されることから、ケアマネジメントを担う人材を確保するなど、サービス利用計画等を作成する相談支援専門員を育成します。
- 入院医療中心から地域生活中心へと変化するなか、入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動や個別支援計画の作成等を行い、地域定着の支援をします。また、病院関係者（医師・看護師・ソーシャルワーカーなど）との連携を図るとともに、地域の生活にスムーズに移行できるように地域住民の理解を促進し地域移行を目指します。

9 地域生活支援事業の第2期計画値と実績値

移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援事業などにおいて、計画値を上回る実績がありました。一方、日常生活用具給付等事業は、在宅療養等支援用具や、情報・意思疎通支援用具の利用者がなくなるなど、用具によるバラツキが大きくなりました。

	第2期 【計画値】						第2期 【実績値：23年度は見込値】					
	21年度		22年度		23年度		21年度		22年度		23年度	
(1) 相談支援事業												
障害者相談支援事業	9か所		9か所		9か所		9か所		9か所		4か所	
地域自立支援協議会	有		有		有		有		有		有	
相談支援機能強化事業	有		有		有		有		有		有	
住居入居等支援事業	有		有		有		無		無		無	
成年後見制度利用支援事業	無		無		無		無		無		無	
(2) コミュニケーション支援事業（実利用者数）												
コミュニケーション支援事業	3		3		3		3		3		3	
(3) 日常生活用具給付等事業（件）												
介護・訓練支援用具	1		1		1		0		0		2	
自立生活支援用具	2		2		2		1		4		4	
在宅療養等支援用具	2		2		2		5		0		0	
情報・意思疎通支援用具	2		2		2		5		3		0	
排泄管理支援用具※	55		60		65		300		342		334	
居宅生活動作補助用具	1		1		1		0		1		2	
(4) 移動支援事業（実利用者数・延べ時間）												
移動支援事業	1	110	1	110	1	110	1	128	2	271	2	410
(5) 地域活動支援センター事業（か所・人）												
地域活動支援センター	2	25	2	25	2	25	7	25	7	27	3	29
(6) 任意事業（か所・人）												
訪問入浴サービス事業	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	2	2
日中一時支援事業	2	10	2	12	2	15	6	18	8	23	9	27
社会参加促進事業 （奉仕員養成研修事業）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	2

※排泄管理支援用具：計画値については半年を1件、実績値については1か月を1件としてカウントしている。

10 地域生活支援事業の見込量

第3期計画では、第2期計画の実績を踏まえ、以下のとおり見込みます。

	第2期 【実績値：23年度は見込値】						第3期 【計画値】					
	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
(1) 相談支援事業												
障害者相談支援事業	9か所		9か所		4か所		4か所		4か所		4か所	
地域自立支援協議会	有		有		有		有		有		有	
相談支援機能強化事業	有		有		有		有		有		有	
住居入居等支援事業	無		無		無		無		無		無	
成年後見制度利用支援事業	無		無		無		有		有		有	
(2) コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業利用者数・手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数)												
コミュニケーション支援事業	3		3		3		3		3		3	
(3) 日常生活用具給付等事業(件)												
介護・訓練支援用具	0		0		2		1		1		1	
自立生活支援用具	1		4		4		2		2		2	
在宅療養等支援用具	5		0		0		2		2		2	
情報・意思疎通支援用具	5		3		0		2		2		2	
排泄管理支援用具※	300		342		334		340		340		340	
居宅生活動作補助用具	0		1		2		1		1		1	
(4) 移動支援事業(実利用者数・延べ時間)												
移動支援事業※	1	128	2	271	2	410	2	410	1	235	1	235
(5) 地域活動支援センター事業(か所・人)												
地域活動支援センター(町内)	1	13	1	13	1	14	1	15	1	15	1	15
(他市町村)	6	12	6	14	2	15	2	16	2	16	2	16
(6) 任意事業(か所・人)												
訪問入浴サービス事業	1	1	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2
日中一時支援事業	6	18	8	23	9	27	9	30	9	33	9	36
社会参加促進事業 (奉仕員養成研修事業)	0	0	1	3	1	2	1	3	1	3	1	3

※排泄管理支援用具：1か月を1件としてカウントしている。

※移動支援事業：同行援護への移行が見込まれるため、平成25年度以降計画値を下げている。

## 11 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

### 【相談支援事業】

- 地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で御殿場市と共同で設置した「地域自立支援協議会」を地域における相談支援体制の中核として位置づけ、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域関係機関との連携を強化します。
- 障がいの種類にかかわらず対応できる幅広い知識を備えた相談員や障がい別による専門性の高い相談にも対応できる相談員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 障がい者団体等の協力のもと、ピアカウンセリングの導入を検討します。
- 地域の身近な相談員として期待される民生委員に、障がいのある人の理解のための研修等への参加を促進します。

### 【コミュニケーション支援事業】

- これまでのサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。
- 県などと連携して登録手話通訳者の研修等を行い、さらなる資質の向上に努めます。

### 【日常生活用具給付等事業】

- サービスを必要としている重度の障がいのある人に、適切な用具が給付できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めます。
- 事業者に対しても情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

### 【移動支援事業】

- 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。
- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 事業者に対する情報提供を充実に、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。
- ガイドヘルパー等の移動支援に必要な人材の確保・養成を支援します。

### 【地域活動支援センター事業】

- 地域生活・日中活動の拠点として、障がいのある人が通所し創作活動など日中活動の場を支援するため、町内1か所及び他市2か所の地域活動支援センターで基礎的事業を実施します。
- 利用者のニーズに対応した日中活動を支援するため、駿東・田方圏域内の地域活動支援センターも利用できるように努めます。

**【訪問入浴サービス事業】**

- 居宅において入浴することが困難な障がいのある人のために、浴槽のある車両で居宅に伺い入浴を援助する、訪問入浴サービス事業を実施します。

**【日中一時支援事業】**

- 障がいのある人の家族の円滑な就労や、日常的な介護からの一時的な休息を支援するため、障がいのある人の見守りの場を確保して、日中一時支援事業を実施します。
- 障がいのある人の日中活動の場を確保し、社会へ復帰するための日常的な訓練などを行う日中一時支援事業を実施します。

**【社会参加促進事業】**

- 近隣市町と合同で手話通訳奉仕員の養成講座を実施します。



## 8. 計画の推進に向けて

### ■□ 現状と課題 □■

この計画では、ユニバーサルデザインの理念のもとに、理解と交流、保育・教育、生活環境、福祉サービス、保健・医療、生活の安定と自立の支援の6つの柱を掲げています。計画の推進にあたっては、関係機関、町内各課の連携はもとより、町民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

こうした状況を受けて、町民を交えた推進組織の設立や福祉関連組織のネットワーク化が進みました。今後は、各組織の役割を明確化し、その目的を達成するための支援をしていく必要があるほか、組織ごとの活動にとどまらず、組織間の連携を深めて地域全体で障がいのある人とともに生きる環境を総合的に整備していくことが求められます。

### ■□ 施策の方向と事業の展開 □■

#### 8. 計画の推進に向けて

- (1) 推進体制の整備
- (2) 障がいのある人の役割
- (3) 障がい者団体の役割
- (4) 町民の役割
- (5) 関係機関・団体、事業所、企業の役割

#### (1) 推進体制の整備

##### ア 施策の方向

- ①障害者計画推進委員会において、計画の進捗状況の点検及び新たな施策の検討、また計画の見直し等を行います。
- ②地域の福祉課題を一つひとつ解決していくため、小地域を単位とする住民を交えた地域福祉推進委員会（仮称）を開催します。
- ③福祉関連組織のネットワーク化を図ります。
- ④国、県、駿東・田方圏域市町、関係機関との連携を深め、この計画を推進します。



## イ 主な事業と施策の方向

事業概要		施策の方向
1	障害者計画推進委員会の設置 この計画を推進し、進捗状況をチェックする組織	①
2	福祉関連組織のネットワーク化 各組織間の横のつながりを強化するためのネットワーク化 (地域福祉推進委員会の組織化・障がい者雇用対策懇談会事業等)	②③

### (2) 障がいのある人の役割

- ①「自助」の考え方にに基づき、自分でできることを増やし、自己選択と自己決定により、自分らしい生活を送ることが求められます。
- ②日常生活の中で、隣近所や地域の人たちとのかかわりを深め、災害時や緊急時において地域の支援を得られるよう、自主的に自治会等の行事や避難訓練等の地域での活動に積極的に参加することが必要です。
- ③町民に対する啓発や教養講座の企画等へ、積極的に社会参加することが期待されています。

### (3) 障がい者団体の役割

- ①障がいのこと等について、町と連携し、町民、学校、地域団体等に対する啓発を行うとともに、団体の紹介を通して会員の拡充を図り、障がいのある人が地域で孤立することのないように、会員同士の交流等の充実が期待されます。
- ②介護保険制度や障害者自立支援法、町の施策について、会員、家族等の理解を深め、適切な利用を進めることが期待されます。

### (4) 町民の役割

- ①町民一人ひとりがお互いに、福祉の受け手であると同時に、担い手でもあるという認識のもと、地域での行事で障がいのある人との交流を行い、災害時の避難や緊急時の通報、歩道上の駐輪や自転車走行等への配慮等、生活全般において障がいのある人があたり前に生活できるようにすることが求められます。
- ②障がいや障がいのある人に関心を持ち、正しい理解と認識を深めるとともに、積極的に地域活動やボランティア活動へ参加したり地域の中でお互いに支え合う組織づくりや仲間づくりを進めたりすることが望まれます。

## (5) 関係機関・団体、事業所、企業の役割

- ① 小山町社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核を担う団体として、町との連携を強化し、障がいのある人に対する見守りや支援について、小地域ネットワーク活動の中での取り組みが期待されます。
- ② 民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、NPO等地域の活動団体は、障がいや障がいのある人についての理解・認識を深めるとともに、障がいのある人が地域の中で孤立することがなく、安心して自立した生活を送ることができるように、障がいのある人の意向を踏まえ、声かけや見守り、相談・情報提供、話し相手、交流、援助活動等を行うとともに、専門的な対応が必要な場合には、相談支援事業所、町等につなぐパイプとしての役割が期待されます。
- ③ 自治会は、障がいのある人の最も身近な団体として、障がいや障がいのある人への理解・認識を深めるとともに、日常生活や行事の中で交流を深め、地域での見守りを行い、災害時の安否確認や避難支援等を行うことが期待されます。
- ④ サービス事業所は、サービスの量的・質的向上を図ることはもちろん、利用者の人権尊重の視点に立った提供を行い、障がいのある人の自己選択や自己決定に役立つよう、サービス情報の提供や自己評価等の実施と結果の公表等が期待されます。
- ⑤ 企業は、障がいや障がいのある人に関心を持ち、理解と認識を深めるとともに、障がいのある人の雇用を積極的に推進することや、福祉的就労施設への業務発注等が期待されます。また、従業員のボランティア活動参加の奨励や、地域社会への貢献活動等を推進することが期待されます。

# 資料

- 小山町障害者計画策定委員会設置要綱
- 小山町障害者計画策定小委員会設置要綱
- 小山町障害者計画策定体制図
- 小山町障害者計画策定委員会委員名簿
- 小山町障害者計画策定小委員会委員名簿
- 用語の解説
- アンケート調査結果
- 策定経過



## 小山町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小山町障害者計画（以下「計画」という。）を策定するため、小山町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を協議、立案する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者及び障害者団体の構成員
- (2) 保健、福祉及び医療関係団体の構成員
- (3) ボランティア組織の関係者
- (4) 行政機関の代表者
- (5) 公共的機関の関係者
- (6) 町内事業所の代表者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、会議にあたり必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(小委員会の設置)

第6条 委員会にワーキンググループとして、小委員会設置する。

- 2 小委員会の設置については別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 小山町障害者計画策定小委員会設置要綱

### (設置)

第1条 小山町障害者計画策定委員会設置要綱第6条により、障害者計画（以下「計画」という。）策定について策定委員会を補佐し、策定業務を効果的に進めるため、小山町障害者計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 小委員会は、次のことを行う。

- (1) 計画策定に必要な調査、分析等に関すること。
- (2) 策定委員会への提出資料の検討、協議に関すること。
- (3) その他策定委員から依頼された事項に関すること。

### (組織)

第3条 小委員会の委員は20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者及び障害者団体の構成員
- (2) 保健、福祉及び医療関係団体の構成員
- (3) ボランティア組織の関係者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) 公共的機関の関係者
- (6) 町内事業所の関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が完了するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 小委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、会議にあたり必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 小委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

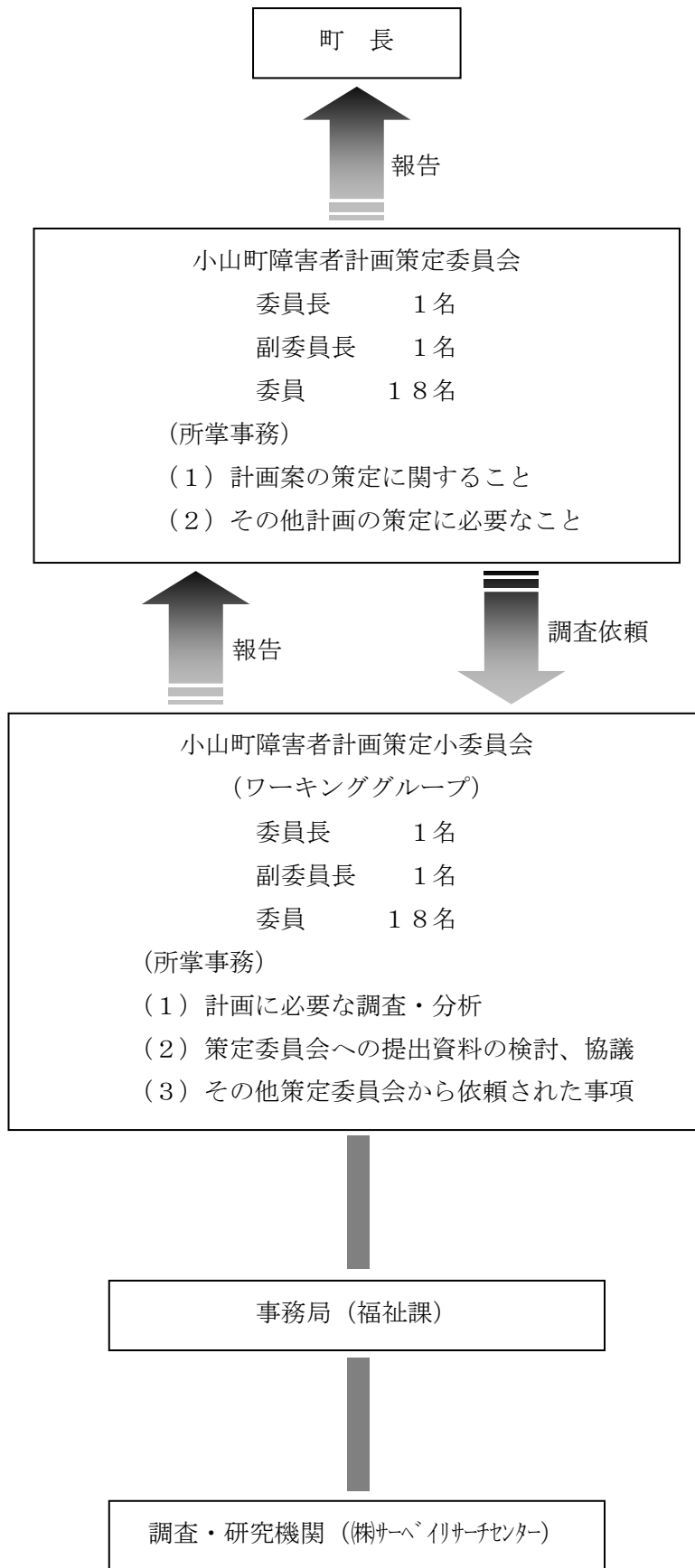
### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、告示の日から施行する。

# 小山町障害者計画策定体制図



小山町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略順不同)

構 成	所属・団体名	役 職 名	氏 名
(1) 障害者及び障害者団体の構成員	小山町身体障害者福祉会	会 長	齋 藤 良 市
	小山町手をつなぐ育成会	会 長	勝 又 栄 一
	御殿場小山地区精神保健福祉会	会 長	辻 井 啓
(2) 保健、福祉及び医療関係団体の構成員	小山町社会福祉協議会	会 長	坂 本 全 人
	小山町民生委員児童委員協議会	会 長	井 田 松 江
	御殿場市医師会	代 表	中 川 靖 夫
	徳風園	施設長	若 林 久美子
(3) 障害者相談支援事業所の代表者	駿東学園	園 長	菊 池 静 夫
	富岳会 在宅サポートセンターふがく	所 長	山 内 強 嗣
	やまいも倶楽部	施設長	関 富 芳
	御殿場十字の園	施設長	宮 島 克 利
(4) ボランティア組織の関係者	レインボーハート	代 表	勝 又 シヅ子
(5) 行政機関の代表者	御殿場健康福祉センター	所 長	岩 間 真 人
	沼津土木事務所御殿場支所	技監兼支所長	田 代 逸 郎
	沼津公共職業安定所御殿場出張所	所 長	勝 亦 敬
	小山町議会	文教厚生委員長	桜 井 光 一
	小山町	副町長	土 村 暁 文
(6) 公共的機関の関係者	富士急行(株)御殿場営業所	所 長	池 田 登志治
(7) 町内事業所の代表者	小山町商工会	会 長	米 山 享 雄
	小山町建設業協会	会 長	田 代 和 美



小山町障害者計画策定小委員会委員名簿

(敬称略順不同)

構 成	所属・団体名	役 職 名	氏 名
(1) 障害者及び障害者団体の構成員	小山町身体障害者福祉会	副会長	山 崎 義 光
	小山町手をつなぐ育成会	副会長	臼 井 美喜子
	御殿場小山地区精神保健福祉会	副会長	長 田 茂
(2) 保健、福祉及び医療関係団体の構成員	小山町社会福祉協議会	地域福祉 プロデューサー	原 秀 人
	小山町民生委員児童委員協議会	障害福祉部長	高 田 節 夫
	小山町保健委員協議会	会 長	岩 田 テル子
	徳風園在宅介護支援センター	事務長兼 センター長	室 伏 和 彦
(3) 障害者相談支援事業所の担当者	駿東学園	相談支援専門員	江 藤 信 一
	富岳会 在宅サポートセンターふがく	相談支援専門員	今 野 智 子
	やまいも倶楽部	生活支援員	堀 江 美 佐
	御殿場十字の園	主任相談員	武 藤 繁 生
(4) ボランティア組織の関係者	小山町はつらつクラブ	代 表	西 川 進
(5) 行政機関の担当者	御殿場健康福祉センター	福祉課長	齋 藤 章
	生活環境課 生活安全スタッフ	主 任	山 本 智 春
	建設課 公共土木スタッフ	主 任	高 村 良 文
	都市整備課 建築住宅スタッフ	主 任	山 本 尚 毅
	学校教育課 こども育成スタッフ	主 任	武 藤 浩
	生涯学習課 生涯学習スタッフ	主 任	小 野 正 彦
	健康課 介護保険・高齢者スタッフ	主 任	杉 山 則 行
	健康課 健康スタッフ	保健師	佐 藤 浩 美

<p>あ行</p>	<p>&lt;NPO&gt; 「Non Profit Organization」の略で、民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして大きな期待が寄せられている。</p> <p>&lt;ADHD（注意欠陥・多動性障がい）&gt; 「Attention Deficit Hyperactive Disorder」の訳。 勉強や仕事などに細かい注意を払うことができずに誤りを起こすことが多かったり、よく物をなくしたり、話しかけられても聞いていないことが多かったり、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持った障がい。</p> <p>&lt;LD（学習障がい）&gt; 「Learning Disabilities」を訳した教育上の用語。基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。</p>
<p>か行</p>	<p>&lt;介護保険制度&gt; 加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、国民の共同連帯の理念に基づいて必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかる給付を行う制度。</p> <p>&lt;ガイドヘルパー&gt; 重度の視覚障害のある人及び脳性まひ等全身性障害のある人等の外出時の付き添いを専門に行う人。</p> <p>&lt;グループホーム&gt; 地域の中にある住宅等において共同で生活する障がいのある人に対し、世話人による食事提供、金銭管理などの日常生活援助を行う施設。</p> <p>&lt;ケアマネジメント&gt; 本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。</p> <p>&lt;更生医療&gt; 身体の障がいを除去、軽減することにより、日常生活能力又は職業能力を回復・獲得させることを目的として行う医療。</p> <p>&lt;交通バリアフリー法&gt; 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通事業者は旅客施設や車両のバリアフリー化を義務づけるとともに、国土交通省、警察庁、総務省が連携し、市町村を中心にしてバリアフリー施策を一体的に推進するもの。</p>
<p>さ行</p>	<p>&lt;在宅介護支援センター&gt; 在宅の高齢者や家族などの在宅介護に関する相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等を行う機関。</p> <p>&lt;支援費制度&gt; 平成15年度より始まった障がい者福祉サービスの利用の仕組み。障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであったが、その後自立支援制度に変更。</p>

さ行	<p>&lt;自閉症&gt;</p> <p>言葉の発達の遅れ、人との感情的な交流が困難、行動の様式や興味の対象が極端に狭い、反復的な行動を繰り返す、などの特徴・障害がさまざまな程度で組み合わさった状態。知的障害、言語障害を伴わない場合はアスペルガー症候群や高機能自閉症と呼ばれる。</p>
	<p>&lt;社会福祉法人&gt;</p> <p>社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に定めるところにより設立された法人。</p>
	<p>&lt;障害者基本法&gt;</p> <p>平成23年8月に改正。心身機能に障害があるだけでなく、社会的な制度や慣行などの影響で生活が制限される人も「障害者」として幅広く定義。「すべての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会」の実現を目指す。改正基本法では、障害者の権利擁護を強化する規定を追加した。</p>
	<p>&lt;障害者自立支援法&gt;</p> <p>障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。</p>
	<p>&lt;職業訓練&gt;</p> <p>障がいのある人の能力に適した作業について一定期間実践訓練を行い、職場環境への適応を図ることで継続して就労することを目的とする制度。</p>
	<p>&lt;成年後見制度&gt;</p> <p>判断能力の不十分な成年者（痴呆性高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）の財産や権利を保護するための制度。</p>
	<p>&lt;早期療育&gt;</p> <p>障がいを早期に発見し、適切な療育を行うことは、直接的な本人の発達の援助ばかりでなく、適正な母子関係づくりや二次障がい及び重度化の防止等、障がい児の今後の人生という点からみても極めて重要な役割を持つものである。そのため、障がいの原因を探りこれを予防する対策が、母子保健対策を中心に進められている。</p>
た行	<p>&lt;短期入所（ショートステイ）&gt;</p> <p>障がいのある人の介護を行う人が病気その他の理由により在宅での介護を行うことができない場合に、障がいがある人を短期間、施設等で預かり、必要なサービスを提供する事業。</p>
	<p>&lt;地域活動支援センター&gt;</p> <p>心身に障害がある方でも、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。</p>
	<p>&lt;デイサービス&gt;</p> <p>障がいのある人が自立した生活ができるよう、通所により、専用の施設等において創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供する事業。</p>
な行	<p>&lt;日常生活自立支援事業&gt;</p> <p>痴呆、知的障がい、精神障がい等があるために判断能力が不十分な人に対して、権利を擁護し、自立した地域生活を送れるよう生活支援員を派遣し、福祉関連サービスの利用契約支援、日常的な金銭管理などを行う事業。</p>
は行	<p>&lt;福祉的就労&gt;</p> <p>障がいのある人などが授産施設や小規模作業所で働くことをいう。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。</p>
	<p>&lt;ホームヘルパー&gt;</p> <p>障がいのある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。</p>

は行	<p>&lt;放課後児童クラブ&gt;</p> <p>昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、児童館等の児童厚生施設や学校余剰教室、公民館、保育園などの身近な社会資源を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るための事業。</p>
ま行	<p>&lt;民生委員&gt;</p> <p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、「児童委員」を兼ねている。</p>
や行	<p>&lt;要約筆記&gt;</p> <p>聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳。主に、手話の習得をしていない中途失聴者・難聴者等の意思伝達を仲介するとともに講演会等の会場で講演内容を、OHPなどを利用して通訳する。</p>

## アンケート調査結果

1. 調査の目的 第4次小山町障害者計画、第3期小山町障害福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的に実施
2. 調査対象者 障害者手帳をお持ちの方 866人
3. 調査方法 郵送配布・郵送回収

### 4. 調査数と回収数

発送数	866人 (100.0%)
有効回収数	461人 (53.2%)
身体障害者手帳所持	387人 (44.7%)
療育手帳所持	90人 (10.4%)
精神障害者保健福祉手帳所持	34人 (3.9%)

※複数の手帳を所持している方がいるため内訳は合計と合いません。

5. 調査期間 平成23年9月20日（火）～平成23年10月3日（月）

## 策定経過

時期	項目	内容
平成23年 8月31日	小山町障害者計画策定委員会・策定小委員会第1回合同会議	委嘱書・辞令書の交付 計画策定の趣旨、スケジュール説明
9月7日～ 10月7日	各課調査	各課記入シート配布・回収・とりまとめ
9月20日～ 10月3日	アンケート調査	アンケート調査の実施
12月22日	小山町障害者計画策定小委員会第2回会議	第4次小山町障害者計画・第3期小山町障害福祉計画の検討
平成24年 1月27日	小山町障害者計画策定小委員会第3回会議	第4次小山町障害者計画・第3期小山町障害福祉計画の検討・承認
2月6日	小山町障害者計画策定小委員会第2回会議	第4次小山町障害者計画・第3期小山町障害福祉計画の検討・承認



# おやま障がい者福祉フらん

～だれもが暮らしやすい

ユニバーサルデザインの社会を目指して～

平成24年3月

発行 静岡県小山町

〒410-1311

静岡県駿東郡小山町小山75番地の7

TEL 0550-76-6666(代)

編集 小山町 福祉課